

2017年11月10日

兵庫県知事

井戸敏三様

日本共産党兵庫県会議員団

団長 ねりき 恵子

## 2018年度予算編成に対する申入書

2018年度予算編成に向けた各省庁からの概算要求が出そろい、一般会計総額は、100兆9586億円と、17年度の概算要求から5121億円減らしたものの、100兆円の大台を4年連続で超えました。国債費を除く政策経費は、77兆1372億円で過去最高となっています。

要求額を最も増やしたのは、国土交通省で6兆8385億円、公共関係事業費は、そのうち6兆238億円です。三大都市圏環状道路の整備など「効率的な物流ネットワーク強化」に2784億円を計上。整備新幹線にも755億円を盛り込みました。軍事費は、5兆2551億円を要求。4年連続で過去最大を更新し、安倍改憲と一体となった軍拡の方向が明確です。

一方、社会保障分野では、高齢化の進展などによる自然増が8000億円～1兆円程度必要とされていますが18年度概算要求では、6300億円と自然増分を抑制しています。さらに政府は、これを5000億円に抑えるとしており、診療報酬改定など社会保障の削減は、必至です。

大企業が潤う大型開発や軍事費には、大盤振る舞い、社会保障費は、圧縮の概算要求に、国民生活をかえりみない安倍政権の姿勢が示されています。

2018年度兵庫県予算の編成にあたっては、国に追随することなく、県民の防波堤として、県民の暮らしを守り、兵庫県経済の主役である中小企業応援の予算を編成されるよう、以下581項目にわたって要望します。

## 日本共産党兵庫県議会議員団

団長  
建設常任委員会委員

ねりき 恵子

宝塚市選出

政務調査会会長  
産業労働常任委員会委員

いそみ 恵子

西宮市選出

政務調査会副会長  
総務常任委員会委員

きだ 結

東灘区選出

健康福祉常任委員会委員

庄本 えつこ

尼崎市選出

農政環境常任委員会委員

入江 次郎

姫路市選出

## 《 企画県民部 》

1. 国に対し、集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回、安保関連法（戦争法）、特定秘密保護法、共謀罪の廃止、憲法9条を守ることを求めること。
2. 国に対し、核兵器禁止条約への署名を求めること。
3. 消費税8%増税、社会保障の切り捨て、「円安加速」で家計は深刻な打撃を受けている。その家計への打撃は日本経済の低迷に直結する。消費税10%増税は日本と地方の経済をさらに冷え込ませるものであり、延期ではなく中止を求めること。
4. マイナンバーについては、カード発行を全国的に管理するシステムが作動しなくなるなどトラブルが続発している。また、マイナンバーにともなうセキュリティクラウドは、一元管理や情報流出、重大なプライバシー侵害や成りすましなどの犯罪に使用されるおそれがあり、国民の不安と不信がますます強まっている。しかも徴税強化と社会保障削減を県民に押し付けるものとなり、また中小業者には多大な負担となり、県民にはほとんどメリットはない。国に中止を求めること。
5. 原発問題について
  - (1) ひとたび事故を起こせば取り返しのつかない事態を引き起こす。使用済み核燃料の処分の方法を人類はもっていない。兵庫県は、これまでの原発を含むエネルギー政策を転換し、「即時原発ゼロ」を表明し、国にも要請すること。
  - (2) 国の責任で放射能汚染対策、賠償を実施すること。電力各社が積み立てている使用済み核燃料の再処理に充てる積立金や、高レベル放射性廃棄物の最終処分のための積立金などを、メガバンクの貸し手責任を明らかにしたうえで、国の責任で除染や賠償、廃炉の費用に充てること。
6. 再生可能エネルギーの普及・促進について

- (1) 2020年までに少なくとも県内エネルギー消費の2割を再生可能エネルギーでまかなう目標と計画を持つこと。県の長期展望について原発ゼロ、脱化石燃料を柱にして、電力に占める再生可能エネルギーの割合の2030年目標を40%に引き上げることを。
- (2) 再生可能エネルギー導入促進のための支援策を打ち出すこと。家庭用太陽光発電設備への支援は補助金制度を復活すること。
- (3) 小水力発電を推進するため、先導的に、県営ダム・県管理河川などを活用し、小水力発電設備を整備すること。
- (4) 県下の市町や、住民、中小事業者などが実施する自然エネルギー導入に対し、小水力発電への初期費用支援のような支援制度をつくり、幅広く活用できるよう普及すること。

## 7. 災害対策・防災対策の強化について

- (1) 南海トラフ巨大地震の浸水想定、被害想定について、尼崎の河川堤防の詳細な耐震調査の結果と検討会議資料について、すべて住民に公開し、説明を行うこと。その上で、県防災計画を見直すとともに、必要な堤防補強工事を行うこと。
- (2) 津波浸水区域や土砂災害区域における避難経路の安全性の確保とともに避難誘導の体制を構築すること防災無線の各戸受信システムなどへの支援を市町とともに行うこと。避難所については調査を行い安全性等の対策をすすめ、市町を支援すること。
- (3) コンビナートのタンク（500kl未満を含め）等の耐震化、護岸や地盤の液状化対策など、事業者任せにせず、県の責任で、地盤工学等の専門家の意見も聞き、地震・津波対策を強化すること。ソフト面での避難対策についても、県としてイニシアティブを発揮するなど、県民の命と安全を守る万全の計画にすること。
- (4) 住民参加で、コミュニティー単位での「防災まちづくり計画」をするための支援を、市町とともにを行い実効性ある体制をつくること。
- (5) 災害情報の内容と伝達方法の改善  
ア. 災害時、障害者、高齢者、難病患者等への的確に情報が伝わる対応を準備しておくこと。

イ。「ハザードマップ」については、住民が見てよく理解できる内容に改善し、住民の共通認識になるまで周知徹底すること。

(6) 災害時には、災害救助法を最大限活用すること。また、「被災者生活再建支援法」について、支援金額の上乗せ、適用戸数の柔軟化や一部損壊も対象にすることなどの改正を国に求めること。また、被災した店舗・工場の再建は、地域経済の復興に欠かせないものであることから、支援対象にしないとすこれまでの県の対応を根本から改め、公的支援の対象にするよう国に求めることと同時に、県としても支援制度をつくること。

(7) 地震や豪雨被害に対する恒久的な県の独自支援制度をつくること。

(8) 災害の際、最前線で重要な役割を果たす土木事務所や健康福祉事務所等のマンパワーの充実を図ること。

## 8. 消防体制の強化について

消防本部を減らす「消防の広域化」をやめ、消防職員の増員や、消防水利施設の整備などを国に求めるとともに、県としても支援すること。

## 9. 阪神淡路大震災被災者支援について

(1) UR借り上げ県営住宅については、入居者の追い出しを中止し、被災者の立場にたって、コミュニティーや人権を守るため、継続入居を希望する全ての入居者が、安心して住み続けられるようにすること。県土整備部と協力し、URからの買取りや契約延長を行うこと。入居継続の判定委員会については、会議の公開、書類審査だけでなく申請者が直接訴えができるようにするなど、入居者の実情がより公平・中立に反映し、より「柔軟な対応」ができるよう改善すること。

(2) 県外避難している被災者にたいする親身な相談活動や相談活動を継続すること。

10. 兵庫県内に避難している東日本大震災被災者への家賃補助など生活支援を県独自に検討すること。

## 11. 地方自治をめぐる問題について

- (1) 関西広域連合による、国の責任、国民の安全、安心が後退する国出先機関の廃止・「丸ごと移管」は行わないこと。また、広域交通インフラとして北陸新幹線やリニアモーターカーなどの大型開発推進をやめること。
- (2) 地方自治を壊す道州制導入に反対し、住民の福祉増進を図る地方自治体の本来の役割を果たすために、地方財源の保障を国に求めること。
- (3) 「世界で一番企業が活躍しやすい国」になるために、「規制緩和」をおこなひ、くらしや地域経済を守るルールを破壊することにつながる国家戦略特区に反対すること。とりわけ、「関西圏区域会議」において、大企業優遇策、地域独自の法人税の引き下げ、労働時間の規制緩和などに反対すること。
- (4) 地方創生推進交付金を使っての委託・補助事業は、地元の中小企業を優先すること。

## 1 2. 「行財政構造改革」について

- (1) 借金のツケを県民や県職員に押し付ける「行革」を延長するのではなく、これまでに事業カットの県民への影響などを検証し、2018（平成30）年度をもって期間を終了すること。
- (2) 老人医療費助成を復活させること。
- (3) 私学助成、民間社会福祉施設運営支援事業などは削減でなく、充実すること。鳥獣被害対策、バス対策費補助などの市町負担の引き上げをしないこと。
- (4) 試験研究機関の公的な役割を果たすため、人員の削減を行わないこと。
- (5) 「公共施設等総合管理計画」については、市町や県民の意見を十分に反映し、安易な県立施設の統廃合や移譲を進めないこと。
- (6) 県が保有しているすべての未利用地について、箇所ごとに時価や含み損を県民に明らかにすること。
- (7) 公的責任を後退させる指定管理や、個人情報漏えいの懸念がある県民サービスの民間委託を広げないこと。

## 1 3. 県庁施設などについて

- (1) 長田合同庁舎については、県税事務所等の利用者、住民の意見をよく聞き再検

討すること。

- (2) 県政150周年記念の県政資料館の建設の是非については住民の意見をよく聞き、華美なものにしないこと。

#### 14. 県職員の定数・処遇について

- (1) 県職員の給与について、すべての「行革」独自カット分の回復をおこなうこと。給与削減につながる「給与制度の総合的見直し」はやらないこと。
- (2) 「県行革プラン」での一般行政職員全体で「3割削減」でなく、研究職や住民サービスに直結する部局の職員数は確保しながら、ムダな事業の削減で、効率的な行政をつくるための改善をすること。
- (3) 正規職員を増員し、違法なサービス残業の根絶と長時間労働を解消すること。非正規職員の処遇を改善するとともに、正規職員化を進めること。「公契約条例」制定で官製ワーキングプアをなくすこと。また、住民の福祉・くらし・教育にかかわる分野の公務の民間委託はやめること。
- (4) 女性職員の管理職への登用目標15%を2020年度に達成させること。
- (5) 職員の自殺や精神疾患の問題では、上司の責任を含めた原因究明と、職場環境の改善に努めること。

#### 15. 県の税収、財政対策について

- (1) 消費税10%増税の計画を中止するよう国に要請すること。
- (2) 税収確保の基本は、県民の所得を増やす対策をすすめることにある。「行革」や増税でなく、賃上げや社会保障の充実が求められている。行き過ぎた徴税対策は見直すこと。
- (3) 自動車税・自動車取得税の障害者減免の障害程度について、2011年度以前にもどすこと。
- (4) 税収業務の個人情報扱う業務の民間委託について、委託業者からの再委託などが繰り返されており、個人情報保護の観点からも懸念があり、委託しないことも含めて事業を見直すこと。

## 16. 消費者行政の強化について

- (1) 消費生活相談を生活科学総合センターに集約するが、消費生活相談員の正規雇用化、ベテランの配置など体制の強化につなげること。人員削減をしないこと。
- (2) 特定商取引法にもとづく悪質業者の規制を強化すること。

## 17. 私学助成の拡充について

- (1) 私学経常費補助については、国庫補助制度を堅持し、拡充を図るよう国に求めること。県の経常費補助については、授業料軽減補助のための交付税増額分をカットすることなく拡充すること。

経常費補助と授業料軽減補助は、それぞれ拡充を図ること。

- (2) 国の就学支援金と県単独制度の拡充について

- ア. 私立高校の実質無償をめざし、私立高校就学支援金制度の所得制限を撤廃し、授業料補助単価のひきあげを国に求めること。
- イ. 県の授業料軽減についても、低所得者世帯にしぼったものでなく、対象者すべてを軽減すること。
- ウ. 県外私立高校へ通う生徒への補助額を、県内生徒と同額に戻すこと。
- エ. 専門学校、外国人学校への授業料軽減補助を増額すること。

- (3) 国に給付制の奨学金制度の創設を求めること。県の「高校生等奨学給付金事業」は、年収250万円未満の高校生の授業料以外の教育費と対象が限られており、対象を広げること。

- (4) 私立小・中学校の授業料補助制度に、県単独事業の上乗せを検討すること。

## 18. 県立大学について

- (1) 兵庫県立大学の運営にあたっては、公立大学として大学の自治と学問・研究の自由を守り、外部資金や競争的資金にたよるのでなく、交付金を減らさず、研究費を拡充し基礎研究を大切にするため、公的責務をはたすこと。
- (2) 県立大学の入学金・授業料を値下げし、県内学生に対する「入学金減免措置」を行うこと。給付制の奨学金制度を創設すること。



## 19. 子どもの環境の安全・安心、青少年の健全育成について

- (1) 批准されて20年以上が経過した「子どもの権利条約」の普及・啓発に全庁的にとりくむこと。
- (2) 携帯・インターネットによる犯罪などにまき込まれないような、有害メディアから子どもを守る、教育・啓発を全児童・生徒を対象にすすめること。

## 20. 男女平等・多様性社会づくりについて

- (1) 自営業や農業、漁業に携わる女性の自家労賃を認めるよう所得税法を改正し、税金制度や社会保障制度の改善を国に要求すること。県下の実態を調査し、地位向上のための施策をすすめること。
- (2) 安倍内閣の「女性の活躍」を名目にした労働規制緩和や配偶者控除の廃止に反対すること。
- (3) 男女共同参画センターの充実と専門的知識をもった職員を増員すること。また、施設の増設を図ること。
- (4) 企業に対し、男女の賃金格差やパート労働者への差別的取り扱いの禁止、育児や介護の休業・休暇の取得の保障、復帰後の不利益扱いを行なわないよう働きかけるとともに、実効あるものとする。
- (5) 各県立病院で女性専門外来を設置し、保健所での女性専門相談窓口を開設すること。
- (6) 各種審議会の女性委員や、県の管理職への女性の登用目標35%を引き上げ、実施すること。
- (7) 「男女平等・多様性社会推進会議」などを設置し、男女平等とともに性の多様性を尊重しあう社会の実現に向けて、性的マイノリティーの人権について理解を深める取り組みを行うこと。

## 21. 芸術文化振興について

- (1) 地域に根ざした文化芸術を振興するための基本となる条例を制定すること。
- (2) 芸術文化振興費を大幅に増やし、県内で活躍している芸術家や創造・鑑賞団体、各市町の文化活動などへの支援をいっそう強めること。

- (3) 芸術文化センターの施設や附属設備の利用料について、県民の文化活動や学校などの活動に対する利用料割引制度をつくること。
- (4) 教育委員会と連携し、青少年の文化活動の推進や鑑賞活動への助成を拡充すること。
- (5) 尼崎青少年創造劇場（ピッコロシアター）の練習場や資源保管庫、演劇関係の資料館など施設の拡充を図ること。また、劇団員の生活保障、活動運営費の改善・引き上げをおこなうこと。
- (6) 低廉な県立ギャラリーを各地に新設すること。使用料減額をおこなうこと。
- (7) 宝塚の映画文化の発掘・継承のために、フィルムコミッションや映画ライブラリーの設置など県民の活動を支援するとともに、県として積極的にとりくむこと。
- (8) 歴史的・文化的に価値のある古文書、公文書などの保管・研究をすすめる施設や体制を県としてつくること。

## 2 2. 真の県民参加をすすめる県政へ

- (1) 県民への県政の情報公開を大きくすすめ、重要な問題については、住民意見を反映するための公聴会等を開催し、審議会等への公募による住民参加を大幅に増やすこと。
- (2) 「パブリックコメント」は、十分な期間や県民からの反対意見を反映する仕組みなど、抜本的な改善をすること。
- (3) 投資事業評価については、住民に公開し、住民推薦のメンバーを入れることや、代替案の検討などで、十分な審議をつくすこと。
- (4) 県政へ意見・提案を述べられる「さわやか提案箱」をホームページ上だけでなく、郵送などでも広く受け付けること。

## 2 3. 市町との関係について

- (1) 市町と共同で行っている事業の補助率削減や、市町に事業や施設の押し付けを行わないこと。事務移譲にあたっては市町の意向を尊重し、財源保障をすること。市町の独自性を損なうような県職員の出向や、県幹部の天下りは行わないこと。
- (2) 専門職などの人材確保などに困難がある市町にたいし、十分な議論なく、一方

的に権限と仕事を押し付けることがないようにすること。

24. NPO認証団体に対して、税制上の優遇措置、公的施設の利用料減免、運営資金援助制度の拡充を行うこと。市町ボランティア活動支援事業を拡充すること。

25. 住民基本台帳ネットワーク、電子県庁について

- (1) 住基ネットについては人権侵害のおそれなど、県民の不安が広がっていることを受けとめ、政府へ中止を求めると同時に、安心できる個人情報保護が確立するまで住民基本台帳ネットの接続を中止すること。
- (2) 電子県庁については、個人情報の漏洩や行政による住民の管理や監視などの危険をなくす努力を尽くすとともに、利用状況をみて、過大なシステム投資・コストになっていないか点検し、県民合意を図ることを基本にすること。

26. 憲法と平和を守る県政へ

- (1) 防災訓練への在日米軍の参加要請を行わないこと。
- (2) 非核・平和宣言を行い、被爆者の認定など、被爆者への相談・支援体制を強化すること。県管理のすべての港湾に非核「神戸方式」を適用すること。国にたいし、日米地位協定の見直しを求めること。普天間基地問題は、沖縄の辺野古新基地建設ではなく、アメリカの無条件撤去を強く求めること。東村高江の「ヘリパッド」建設強硬をやめるよう国に求めること。
- (3) 日本の侵略戦争を認めない安倍首相の歴史認識が、東アジアの平和と外交に重大な障害をもたらしている。旧日本軍「従軍慰安婦」問題については、一昨年の日韓合意では、被害者や支援者から受け入れられないとの批判が強い。日本の公式謝罪と賠償責任が果たされるよう国にもとめること。また、強制連行・労働問題、中国残留日本人問題、シベリア抑留者、治安維持法犠牲者、原爆・大空襲などの民間被災者問題など、未解決の戦後補償問題について、国の責任を明確にするよう働きかけ、被害者の立場に立った解決に向け尽力するとともに、県内の被害者に必要な支援を行なうこと。
- (4) 「北東アジア地域自治体連合」(1996年設立)などの活動を重視し、北東アジア・

日本海の非核化の実現のため、県独自の「自治体外交」を具体的に行うこと。その際、「日本の侵略戦争・植民地支配は誤りだった」との明確な姿勢にたって、アジア諸国等との友好施策をすすめること。

- (5) 自衛隊が住民を監視・情報収集し、県下でも住民運動が監視リストに載せられていた問題について、県民の人権、民主主義を蹂躪する重大問題として、県として厳しく抗議するとともに、このようなことが二度とないよう申し入れること。
- (6) 高校生などを対象に自衛隊入隊を勧誘する業務などには県は協力しないこと。  
自衛隊法97条第1項及び自衛隊法施行令120条は、義務ではなく「できる」条項であり、自衛隊入隊適齢とされる県民の名簿を自衛隊に提供しないこと。市町にも助言すること。
- (7) 自衛隊の長尾山演習場は、払い下げを国に求め、県立自然公園として県民の憩える場に整備すること。
- (8) 戦争体験を継承し、平和を願う、県民の自主的な取り組みに対し支援すること。  
また、戦争や被爆の経験を語り継ぐ事業や被爆者援護の活動強化をすすめること。
- (9) 在日外国人らに対するヘイト・スピーチを規制する対策を講じること。

## 《 健康福祉部 》

### 1. 国民健康保険について

県事業化にあたっては、現行制度のもとで高すぎる保険料が払えず医療にかかれな  
い県民が多数出ていることを直視し、制度開始による保険料上昇を当然視せず、国民  
健康保険制度を社会保障として充実するよう以下のことを求める。

- (1) 市町による一般会計繰入れ、独自減免等、保険料の抑制措置軽減措置を妨げないこと。
- (2) 国庫負担の大幅増額を国に求めるとともに、保険料引き下げのため「激変緩和措置」にとどまらない県の財政措置を講じること。
- (3) 県調整交付金の配分に収納率や保険者努力制度の実施状況による格差をつけないこと。

- (4) 県調整交付金（2号）の、市町による一部負担金減免措置への補てんは維持・充実すること。
- (5) 福祉医療実施に伴う国庫負担減額措置の廃止を引き続き国に求めるとともに、県国保事業費補助を継続・充実すること。
- (6) 滞納を理由にした保険証の取り上げや財産差し押さえが、悪質滞納者だけでなく支払い能力のない低所得者にも及んでいることから、資格証明書や短期保険証の発行や財産差し押さえはしないよう、市町・後期高齢者医療広域連合に求めること。また、窓口留め置きによる事実上の保険証未交付はただちに解消すること。

## 2. 後期高齢者医療制度について

- (1) 次期保険料（H30・31年度）について抑制をはかるための県独自の財政支援を行うこと。
- (2) 口座引き落としになっていない低所得の高齢者をはじめ支払い能力のない加入者への財産差押や短期被保険者証発行はやめるよう、広域連合に求めること。
- (3) 保険料軽減特例見直しによる元被扶養者などの負担増の軽減をはかること。

## 3. 生活保護について

- (1) 申請書さえわたさないなど人権を無視する窓口対応や調査を改め、懇切丁寧な対応が行われるように、あらためて市町に徹底すること。
- (2) 2013年度からの生活保護基準の引き下げや、2015年度からの住宅扶助、冬季加算減額などの影響を調査し、引き下げ中止を国に求めること。また、就学援助や基準額引き下げに連動した各種減免制度の実態を調査し、是正すること。現在検討中の母子加算の見直しなど、さらなる基準引き下げに反対すること。
- (3) 廃止された老齢加算は、「正当な理由のない保護基準の不利益変更にあたり違法」との判決もでており、復活するよう国に求めること。

## 4. 介護保険について

- (1) 第7期老人福祉計画の作成にあたって、「入院患者からの新たな需要」を見込んでいるが、行き先を失う高齢者が生まれぬよう、現状でも待機者が多数出ている

施設サービス等の必要な整備目標をたてること。

- (2) 特別養護老人ホームの待機者解消のため、整備費補助の単価を抜本的に引きあげること。また、地域のケアの核となる高齢者の入所・通所・在宅支援の小規模多機能施設を各地域に建設すること。
- (3) 利用料2割負担導入の影響を調査し、3割負担導入は中止を国に求めること。県として利用料軽減制度を創設すること。
- (4) 財政基盤安定化基金の取り崩しを国に求めるなど、第7期保険料の抑制をはかること。県独自の保険料減免制度をつくること。
- (5) 第6期介護報酬の大幅な引き下げによる事業所の廃・休止、サービスの中止などの影響を調査し、介護保険における国庫負担割合の引き上げと介護報酬の引き上げを国に求めること。
- (6) 介護・福祉労働者の処遇改善のための補助制度を復活し、人材養成事業を拡充すること。
- (7) 補足給付における資産要件は廃止を国に求めること。資産調査不能の場合も入所申込を受けつけるよう、市町、事業者等に求めること。

## 5. 高齢者福祉について

- (1) 介護予防・日常生活支援総合事業について
  - ア. 少なくとも必要な高齢者が「現行相当サービス」を受けられるよう、報酬に対する県の支援を行うこと。
  - イ. 事業所の参入状況や、サービスの提供内容に市町間格差が生じていることから実態調査を行うこと。
- (2) 認知症高齢者の行方不明・身元不明の早期発見につながる「見守り SOS ネットワーク事業」など、地域の見守りの仕組みを強化すること。また、高齢者の認知症予防のため、早期受診を促進すること。
- (3) 未届けの有料老人ホーム等の高齢者施設について、実態把握を行い、指導を強化すること。
- (4) 高齢者向けの24時間LSA配置の実施をすすめること。

## 6. 医療について

- (1) 「地域医療構想」は、地域医療のニーズや在宅医療の現場の実態とはかけ離れて必要な病床削減につながりかねないものとなっていることから見直すこと。「病床機能転換」を押しつけないこと。
- (2) 次期県「保健医療計画」案は、新たに2万7千人の入院患者からの介護等需要を見込んでいるが、特養等の施設が不足し在宅医療・介護の提供体制も十分でない中、病床からの「追い出し」だけが進む可能性がある。実態にみあった計画とすること。
- (3) 二次医療圏の統合は行わないこと。
- (4) 療養病床の介護医療院への転換を押しつけないこと。
- (5) 医師数の抜本増を国に求めるとともに、特に県内で不足している産科、小児科、麻酔科等の医師養成をはかること。へき地への県養成医師の派遣研修先の決定については、研修医の同意に基づき派遣先を決定すること。
- (6) 看護師不足への対策の強化について
  - ア. 民間・公立の学校を問わず、看護師養成数を増やすこと。
  - イ. 看護師養成の観点から看護師奨学金制度の創設を行うこと。
  - ウ. 看護職員復職支援研修助成事業を拡充すること。
- (7) 救急医療体制の充実のため、二次輪番病院への補助制度を創設するなど支援を充実し、引き続き、県の責任で三次救急の機能確立を図ること。
- (8) 1次・2次医療を一元的に受け入れることのできる小児救急医療体制の整備を急ぐこと。また、ほとんど常時満床で出生数に照らしても不足しているNICUをさらに増床し、「兵庫県周産期医療体制整備計画」に基づき、総合周産期母子医療センターを地域バランスも考慮して、県下で5か所以上整備するなど、周産期医療を拡充すること。
- (9) 無料低額診療事業を実施する医療機関への財政支援を行い、県立病院でも実施をめざすこと。また、保険薬局も無料低額診療事業の対象になるよう国に働きかけるとともに、実現するまでの間、自己負担に対する県独自の助成制度を設ける
- (10) 肺炎球菌ワクチンに対しての支援強化を国に求めること。

## 7. 福祉医療について

- (1) 重度障害者、乳幼児、こどもの福祉医療費助成の所得制限の世帯合算方式はやめ、助成内容、対象を拡充すること。
- (2) 乳幼児・子ども医療費助成は、通院・入院とも義務教育終了まで所得制限を撤廃し、完全無料化をはかること。
- (3) 精神障害者保健福祉手帳２級所持者を重度障害者医療費助成事業の対象とすること。
- (4) 内部障害については障害者認定２級がないため、障害者認定３級まで重度障害者医療費助成事業の対象とすること。
- (5) 福祉医療費助成制度において、院内処方と院外処方の医療機関にかかる場合と院内処方と院外処方の医療機関にかかる場合に、自己負担に差が生じないように、保険薬局での自己負担はないようにすること。

## 8. 保育について

- (1) 認可保育所の増設を基本に保育の質を確保しつつ、早期に待機児童解消をはかること。潜在的な待機児童も考慮した目標と計画に見直すこと。
- (2) 保育士配置基準の改善を急ぐよう、国に働きかけるとともに、県として加配等への支援を行うこと。
- (3) 保育士配置基準の上乗せや看護師の配置、乳児室の面積基準、こども家庭センターとの連携、障害児への対応などの規定を条例に追加すること。
- (4) 保育士の処遇改善のための財源確保を国に求めるとともに、県としても、民間福祉施設運営支援事業の充実など、財政支援を行うこと。県内での保育士養成を強め、研修制度や再就職支援などを充実すること。
- (5) 新制度における地域型保育などで、保育士資格者の配置が充実できるよう市町を支援すること。
- (6) 保育料の第３子軽減制度は、所得制限を撤廃すること。また、第２子の保育料減免制度についても充実すること。
- (7) 認定こども園「わんずまぎー保育園」のような事件が二度と起こらないよう無認可保育所のまま「認定こども園」として認定できるしくみを見直すこと。幼保連携型以外の認定こども園についても、認定前の事前チェックを強化すること。類型



を問わず年1回以上の監査を行えるよう、人的体制を強化すること。

(8) 認定こども園の緊急調査で明らかになった施設基準違反について早期に是正すること。

(9) 学童保育について

ア. 運営費について、国に財源確保を求めるとともに、県の補助を充実すること。

イ. 定員や職員配置、開設日数・時間など、運営基準に極端な市町間格差が生まれることのないように市町を支援すること。

ウ. 放課後児童指導員の処遇改善事業が市町で予算化されるよう支援を強めること。

9. 安心して子どもを産み、育てることのできる兵庫県へ

(1) 特定不妊治療費助成について、所得制限をなくすこと。

(2) 妊婦健診は全額公費となるよう市町へ補助を行うこと。また、出産費用を補助する制度を創設すること。

(3) ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンに対しての財政支援強化と、ワクチンのいっそうの安全性の確保、向上を国に求めること。風疹ワクチンへの国の補助を求めること。

(4) 産科・小児科医不足の対策強化について

ア. 抜本的に医師数を確保するために、国に医学部の定員増を求めるとともに、産科医・小児科医の確保につとめること。

イ. 正常なお産は、助産師が扱えるよう、院内助産所のとりにくみや助産師の研修、施設設備整備費の補助を強化し、院内助産所・助産師外来の開設を促進すること。

10. 障害者施策の充実について

(1) 障害者差別解消条例制定を検討し、県内の行政機関はもとより事業者に対しても合理的配慮の提供について徹底すること。

(2) 「障害者総合支援法」にもとづく応益負担の完全廃止、介護保険優先原則の廃止を国に求めること。

(3) 65才以上の高齢者及び特定疾病者が、画一的に介護保険利用を強要されることなく障害サービスを必要に応じて利用できるよう、国の通知に基づき、一律の基準

を設けている市町に是正を求めること。

- (4) 相談支援事業、障害サービス提供の事業者参入がすすむよう、報酬引き上げを国に求めるとともに、県の支援を強化すること。
- (5) 地域生活支援事業について
  - ア. 市町間でのサービス内容や利用料負担の格差をなくすよう指導を強め、兵庫県として財政支援を行うとともに、国の予算を増やすよう求めること。
  - イ. 盲ろう者の社会参加には、通訳・介助員が不可欠である。利用制限は、自立・社会参加を阻害するものである。通訳・介助員の派遣事業を抜本的に拡充し、必要な場所、時に派遣できるようにすること。
  - ウ. 通勤・通学時、入院時、緊急時にもホームヘルパー・ガイドヘルパーが利用できるようにすること。
- (6) 遅れているグループホーム整備を急ぎ、整備費補助を引き上げること。
- (7) 法内施設に移行できない小規模作業所への県独自補助をひきつづき行うこと。就労支援施設の運営実態について調査を行い、支援を強化すること。利用料の無料化をはかること。
- (8) ジョブコーチ制度や職業訓練や資格取得の支援を拡充し、企業等における雇用率の引き上げをはかること。障害者手帳を持たない難病患者等の就労を支援すること。
- (9) 医療ケアが必要な重症心身障害児のショートステイなどの一時預かりについて、老人保健施設、特別養護老人ホームなどで受け入れるのではなく、安心して預けることのできる施設整備を行うこと。
- (10) 自立支援医療における低所得者の患者負担を障害サービス等と同様に無料とすること。
- (11) 手話を言語として位置付ける「手話言語条例」の制定をすすめること。
- (12) 聴覚障害者の自立と社会参加をすすめる上で、手話通訳を養成するなど支援体制を整備すること。聴覚障害者情報支援センターは、手話通訳者の派遣や養成、相談など聴覚障害者の自立と社会参加を支える重要な役割を担っており、運営費の増額とともに体制強化をはかること。
- (13) 精神障害者相談員制度を法制化し、家族に対する支援策を講じるよう国に求め

ること。県としても保健師などによる相談体制を強化すること。

(14) すべての透析患者が障害等級1級に認定されるよう、引き続き国に求めるとともに、県独自でも透析基準が1級に認定されるよう社会福祉審議会に積極的に諮問すること。

(15) 障害サービスを担う職員の処遇改善のための県の財政支援を行うこと。

#### 1 1. 難病患者への支援強化について

(1) 「難病患者に関する医療等に関する法律」による医療受給者証の経過措置が終了することから、県独自に負担軽減をはかること。低所得の人工呼吸器装着者の負担を無料化すること。

(2) 医療費の支給にかかる患者・家族の手続きを簡素化し、負担を軽減すること。

(3) 療養生活環境整備事業を患者の要望にそって、拡充すること。

(4) 障害者総合支援法により新たに支援の対象となった難病患者に制度の周知を徹底するとともに、支援を必要としながら障害者支援にも難病対策にもあてはまらない患者の救済をはかること。

1 2. 兵庫県受動喫煙防止条例は、禁煙・分煙が求められる施設の面積要件を厳格化して、実効性を高めること。

#### 1 3. 年金制度の拡充について

(1) 物価スライドによる年金支給額の切り下げを中止し、低年金・無年金者をなくすよう国に求めること。

(2) 年金の受給資格期間が10年に短縮されたことについて、国と連携しながら漏れのないよう県民に周知徹底すること。

#### 1 4. 疾病対策の強化について

(1) がん・肝硬変治療も含めて、すべてのB型・C型肝炎患者に医療費と補償金が支払われる改正を国に求めること。また県として肝炎治療費補助などの支援を行うこと。

- (2) 腎臓病および糖尿病性腎症の予防対策と、腎不全・透析治療に至らないための啓発、予防活動をすすめること。また、県立病院での透析治療について、日本透析医学会の認定医など、専門医を配置し、スタッフの確保をはじめ、体制整備をすること。
- (3) 結核対策を充実させるため、福祉施設等の結核罹患者の報告を徹底させ、利用者および職員の検診・治療等が迅速かつ適切に行われるよう、体制とシステムを整えること。
- (4) 脳脊髄液減少症について
  - ア. 交通事故後の後遺症で苦しむ患者、外傷による脳脊髄液漏れ患者の実態調査を実施するとともに、患者に対する相談、援助の体制を拡充すること。
  - イ. 脳脊髄液減少症についてさらに研究を推進するとともに、ブラッドパッチ療法を含め、「むち打ち症」の治療法の早期確立を国に求めること。
- (5) がんで死亡する人が3割になっている。早期発見、早期治療ができるよう、がん健診の受診の対策を強化すること。

#### 15. 石綿（アスベスト）被害対策について

- (1) 認定基準を緩和するなど、すべての被害者、家族に、より充実した補償と救済を行うよう国に要望すること。今後被害のピークを迎えると予測されることから、健康福祉事務所をはじめ相談体制を強化し、関係機関と連携して、早期診断、治療、被害補償につなげるようにすること。
- (2) (株)クボタ旧神崎工場の所在地である尼崎市小田地域は、国の疫学調査でも石綿疾患患者が突出して多く発生している地域であるにも関わらず、(株)クボタは因果関係を認めていない。クボタと国が責任を認めることとともに、すべての被害者が完全救済されるよう国に要望すること。
- (3) 石綿健康診断については、石綿取り扱い作業等を行っていた事業者に対し、全退職者を対象とした周知徹底・実施を行うよう厚労省に指導強化を求めること。

#### 16. ホームレス支援にについて

- (1) 失業などで住居を失った人への総合支援窓口をつくること。

- (2) 一時保護施設等の確保・拡充へ支援を行うこと。
- (3) 支援団体等を通じて、無料低額診療制度を周知すること。
- (4) 宿泊所において、生活保護費をピンハネするなど、悪質な「貧困ビジネス」の実態を調査し、対策を行うこと。

17. 災害援護資金貸付金について、災害援護資金貸付金については、国が自治体の判断で返済免除できるとしたことを受け、少額返済者など生活困窮者はすべて免除対象者とするなど、被災者の実態に見合った返済免除がすすむよう、国に強く求めるとともに県として市町を支援すること。

#### 18. 被爆者対策について

- (1) 原爆認定訴訟の判決の結果に則し、国に新認定基準をさらに見直し、原爆認定されていない被爆者の認定を行うよう求めるとともに、県として支援事業を実施すること。
- (2) 県が行う「被爆者健康手帳」申請受付は、認定がスムーズに行えるように、ただちに改善を図ること。
- (3) 引き続き相談活動の充実、療養施設の拡充と利用割引制度の充実をすること。
- (4) 被爆者への謝罪、国家補償の明記、遺族弔慰金の支給、全被爆者への年金支給など被爆者援護法の抜本改正を国に要求すること。
- (5) 相談窓口の体制を強化すること。
- (6) 被爆者二世健康診断について、健診項目の拡充をはかること。

#### 19. 児童虐待防止のために

- (1) 県の子ども家庭センターの児童福祉司・児童心理司など専門職の増員を行い、市町への支援、連携を強めること。
- (2) 中核市へのセンター移行に伴い、専門職員の確保などを支援すること。
- (3) 一時保護所について、各地のこどもセンターに一時保護所を設置できるよう拡充すること。こどもの居場所にふさわしい基準を県としてつくること。
- (4) 児童養護施設の未就学児の施設入所原則停止を機械的に行わないこと。

(5) 民間の児童養護施設への支援を強化すること。

## 20. DV対策の強化について

- (1) 被害者の立場にたった実効性のあるものにするため、専門職員を増やし、支援者や支援団体の意見をよく聞き、対策強化を図ること。
- (2) 女性相談センターの機能強化、施設の拡充を行ない、被害者と子どもに対する心理ケアと自立支援施策を推進すること。
- (3) 民間シェルターへの財政支援を抜本的に強めること。
- (4) 二次被害防止のためにも、「DVは暴力であり、暴力を許さない」という社会的意識を醸成するために、県職員や関係職員への研修、また、県民への啓発事業をいっそう拡充すること。
- (5) 婦人相談所、一時保護所における待遇改善をはかるとともに、同伴児童への学習権を保障すること。

21. 自殺対策の強化のために、部局横断的に総合的な対策を講じ、県の相談体制の拡充を図るとともに、患者・家族団体との連携を強め、より有効な防止策を構築すること。

## 22. 食品の安全性を確保するために

- (1) 放射能汚染に対する不安に 대응するため県内産だけでなく流通しているものもできるだけ多く検査し、結果を公表し、県民の不安を取り除く努力をすること。
- (2) 製造日表示の復活や、すべての加工食品の栄養成分・原材料の産地国表示など、食品衛生法の改正を国に求めること。
- (3) 遺伝子組み換え食品の表示の徹底を図るよう国に求めること。
- (4) 機能性表示食品は、届け出受理で販売可能となる。安全性を保証できるよう国に求めること。
- (5) 食品衛生監視員の専任化と増員をはかり、企業まかせにせず、HACCPへの指導、監視にもあたること。

### 23. 人権啓発施策について

- (1) 「兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針」は、不公正な同和事業を温存せず、憲法の「基本的人権」と「人間の尊厳」を、県民の自主性を尊重しつつ学んでいく真の「人権教育・啓発」に改めること。
- (2) 「部落差別の解消法」にもとづく、新たな差別を生むことになる実態調査は行わないこと。
- (3) 性的マイノリティを県の人権基本計画に位置づけ、人権問題として庁内はじめ、職場、学校、地域のあらゆるところで理解が進むよう啓発を行うこと。  
また、性的マイノリティの方が当事者団体、支援団体につながるができるよう相談窓口をつくり周知徹底を図ること。

## 《 産業労働部 》

1. 神戸製鋼所によるデータ改ざん等の不正が明らかになり、深刻な影響が懸念されている。地域経済を支えるべき大企業が企業倫理に著しく反し、国民・県民の安全を損ないかねない事態になっている。

- (1) 同社と関連会社に対し、第三者機関を設けて、事態の全容と原因の徹底究明を行うこと。県としても調査に入ること。
- (2) 神戸製鋼の下請け企業や関連中小企業に対し、影響の実態調査をおこない、相談窓口を開設すること。

2. 力のある大企業のための「産業立地促進補助」は、廃止すること。

### 3. 中小企業支援について

「中小企業の振興に関する条例」が施行された。中小企業・小規模事業所への支援を抜本的に強化し、地域経済の好循環をつくりだすこと

- (1) 雇用の約8割を占め、本県経済を支えている中小企業の振興を図るため、「中小企業振興条例」にもとづいて、中小企業・小規模事業者への予算を大幅に引き上げ、

地場産業や地域産業の支援を強化すること。

- (2) 「中小企業振興条例」にもとづく計画策定にあたっては、市町と協力し、中小企業の悉皆調査を行うこと。また、中小企業者、関係団体が幅広く参画した「振興会議」を常設すること。
- (3) 地元の中小建設業の仕事おこしと地域経済の活性化につながる「住宅リフォーム助成制度」「店舗リフォーム助成制度」を創設すること。「ひょうごすまいの耐震化促進事業」「人生80年いきいき住宅助成事業」の要件を大幅に緩和し補助額も増額すること。
- (4) 県の官公需発注にあたっては、分離分割発注をさらにすすめ、小規模工事契約登録制度を確立し、県内中小企業への発注を増やすこと。
- (5) 中小零細企業・個人事業所に対して、技能向上、技能継承など訓練への支援の拡充、試験研究機関なども気軽に活用できるようにして、ものづくり産業の振興を図ること。
- (6) 中小企業の研究開発や技術の高度化など、中小企業のものづくり支援機関として重要な役割を果たしている県立工業技術センターの産業技術職の定員が、この間、約半数に減らされている。同センターの技術を継承、発展させていくために、必要な増員を行い、中小企業の技術革新を強化すること。

#### 4. 商店街の振興について

- (1) 商店街に限られている店舗リフォーム（エアコン設置などの環境改善も含む）は、既存の制度の拡充とともに、商店街以外の店舗にも使えるようにすること。
- (2) 商店街の活性化のため、子どもや若者、高齢者の居場所づくりを空き店舗を活用して行うなど、住民が楽しみながら買い物ができる商店街づくりに支援を行うこと。
- (3) 商店街の空き店舗に県内の産地直送品を扱う店を増やしたり、「買い物難民」と呼ばれる地域の高齢者・住民への宅配サービスなど、商店街の取り組みへの支援を抜本的に強化すること。
- (4) 地域の中小商工業や商店街に大きな打撃を与える、身勝手な大型店の出退店を規制する県の規則をつくること。



- (5) 福祉や環境、まちづくりと商店街・市場対策を結合した地域振興対策をすすめること。そのため、公募による業者団体代表、経営診断士、学識経験者、行政担当者で構成する「市場・商店街振興審議会」（仮称）を設置すること
5. 自営業の家族従事者として働く女性の実態調査を行い、地位向上の対策をこうじること。自家労賃を認め所得税法 56 条の撤廃を国に求めること。
6. 皮革排水処理を事業者負担からはずれて公共下水道事業にくみ入れた国と県の責任は重大である。原因者負担を基本としつつも、皮革関連業界の経営環境は大変厳しく、たつの市や姫路市等、自治体からの繰り出しが財政を圧迫している。県の助成をさらに増額し、国へは皮革配水処理経費に対する助成制度の創設を引き続き要請すること。
7. 安倍首相は、消費税率 10%の増税分の一部を「教育と子育てにまわす」といいだし、切実な願いを「人質」に 10%への大増税を無理やりのみこませようとしている。消費税の 8%への増税によって、家計消費は落ち込み、中小企業や商店も大きな打撃を受け、日本経済全体が冷え込んでいる。この上、増税が実施されると国民生活と日本経済、財政にさらに甚大な悪影響をもたらすことは明らかである。10%への消費税増税を実施しないよう国に求めること。
8. 地域の特性や資源を活用した地産地消のエネルギー対策を中心とした、持続可能な新しい地域振興策をすすめること。そのため、中小企業や農林水産業、地域住民などが主体となる再生可能エネルギー発電施設設置への支援策を創設するなど、予算を大幅に増額すること。
9. TPPの先行きは、不透明な状況にあるがこれまでの交渉で明らかになっているだけでも、大企業にはより利益をもたらし、中小企業や地域経済には大きな打撃をあたえるものである。TPP（環太平洋経済連携協定）から撤退するよう国に求めること。

10. 自然災害で被災した中小零細業者にとって、生活と生業、店舗や住宅を一体として再建することが生活再建上不可欠であり、国に対し、被災者生活再建支援法を改正し、商店・店舗も対象にするよう強く国に求めること。また県としても、被災業者への独自支援を行うこと。

#### 11. 雇用対策について

- (1) 国の「働き方改革」は、過労死水準の残業を合法化し、高度プロフェッショナル制度「残業代ゼロ制度」の導入をめざすもので、長時間労働を固定化し、悪化させるものであり認められない。残業上限規制に例外を設けず、「週 15 時間、月 45 時間、年 360 時間」とする大臣告示の法定化とともに、勤務から次の勤務までの間に連続 11 時間の休憩時間を設けること、長時間労働の温床となっている裁量労働制等の規制強化を国に求めること。
- (2) 「県契約における適正な労働条件の確保に関する要綱」の実効性を検証するとともに、公契約条例を制定し、県発注の請負・委託を含め末端の下請け労働者にいたるまでの賃金・単価保障をすすめ、経営安定をはかること。
- (3) 不当解雇、大リストラなどが自由にできないよう、解雇規制法の制定を国に働きかけるとともに、県においても企業に働きかけること。
- (4) 労働者派遣法を製造業への派遣禁止など抜本改正し、有期雇用を規制強化し、非正規雇用を正社員化するよう国に働きかけること。
- (5) 中小企業の正社員化をすすめるキャリアアップ助成金の周知とともに、県独自で上乘せをし、推進を図ること。正社員転換の県目標を持つこと。
- (6) 最低賃金を直ちに時給 1000 円に引き上げ、全国一律の制度とするよう国に求めること。また、最賃引上げを日本経済全体を底上げする経済対策の一環として位置づけ、そのために中小企業の社会保険料負担を軽減するなど抜本的な支援策の拡充を国に求めること。また、県として独自の支援策を講じること。
- (7) 川崎重工神戸工場での商船建造からの撤退、パナソニック姫路工場の縮小、神戸製鋼所の高炉廃止などにともなう、解雇、大リストラが行われないよう、企業に働きかけること。

- (8) 企業の一方的なリストラで住む家を失った失業者に対して公営住宅や雇用促進住宅の活用を引き続き実施すること。
- (9) 「離職者生活安定資金融資制度」を、再就職まで返済を据え置くなど、利用しやすい制度に引き続き改善すること。
- (10) 「若者しごと倶楽部」で、カウンセラーなど相談員が安定して働けるよう入札制度をあらため、体制の強化を図ること。利用者に対し、憲法で保障された労働者の権利や雇用の義務をしらせるパンフレットの配布など、広報・啓蒙活動を強化すること。
- (11) 障害者雇用を促進するため、法定雇用率を守るよう企業に指導すること。未達成企業名を公表するとともに、県の障害者雇用率向上の対策を強化すること。
- (12) 女性労働者の社会的進出を支援するため、育児休業制度の取得率向上や、保育所や学童保育の拡充など、仕事と家庭の両立が可能な環境整備を、他の部局とも連携し、促進すること。
- (13) 地方労働委員会の労働者代表委員の選任は、特定労働組合の独占でなく、労働組合の構成員数に比例した配分とし、公平な選任を行うよう抜本的に改善すること。

## 12. 金融・融資について

- (1) 中小企業信用保険法等改正で、業況が悪化している業種に100%の保証を行う制度のセーフティネット保証5号にも80%の部分保証が導入された。利用する中小業者に対する貸し渋り、追加融資等が厳しくなるなどの影響が懸念される。参議院付帯決議にもとづいて、資金繰りに影響が生じないよう万全を期すよう国と金融機関に求めること。
- (2) 無担保無保証人融資などの小規模事業融資への利子補給、信用保証料の県独自の補助を行うこと。また、条件変更における保証料負担を緩和させる措置を講じること。
- (3) 東日本大震災では2重ローンへの対応、債務の買い取り、免除等が政府で検討されている。県として、阪神・淡路大震災時の「緊急災害復旧資金」について、返済凍結・債務免除等の対策を検討すること。
- (4) 県として、信用保証付きの自治体制度融資がまとめられるよう、借換貸付の内

容を充実、改善させること。

- (5) 「責任共有制度」で、県独自の直接損失補償施策を早急に実現すること。以前の100%信用保証協会保証に戻すよう国に要望すること。
- (6) 緊急中小企業対策として、県独自の小口（50万円限度）直貸し制度を創設すること。
- (7) 商工ローンやサラ金、ヤミ金、年金担保融資など不法行為、違法行為を警察と連携し厳重に取り締まるとともに、生活福祉資金融資制度の改善など被害者の生活再建になるよう救済をはかること。

### 13. 観光施策について

- (1) 地域の自然と歴史を生かし、伝統・技術が蓄積されている地元産業の振興と結んだ観光振興を図ること。また、農林水産業と連携し、地産地消の食物と観光をマッチングした対策をすすめること。
- (2) 観光客誘致対策は、イベントや一過性のものを中心とするのではなく、世界遺産の姫路城や山陰ジオパークはじめ、地元の持続可能な資源を生かした対策を強化すること。

## 《 農政環境部 》

### I 農林水産業について

#### 1. TPP・日欧EPA等について

- (1) TPPの「復活」交渉はきっぱり中止し、食料主権、経済主権を互いに尊重する公正・平等な貿易と投資のルールをつくるよう国に求めること。
- (2) TPPを上回る譲歩をしている日欧EPAの締結に反対し「大枠合意」の撤回を国に求めること。
- (3) 輸入米を安く流通させるための「調整金」の存在が明らかになったことから、国産米価格に与えた影響について調査し全容を明らかにするよう国に求め、県独自に影響調査を行うこと。

(4) ミニマムアクセス米の輸入を中止することを国に強く求めること。

## 2. 農業の発展のために

(1) 生産調整の廃止など、米作りの生産費を4割削減する「農政改革」の中止を国に求めること。

(2) 国が半額に減らした米直接支払いの10 a 15000円の復活等を求めること。コメの価格は、価格保障を中心に、農地面積などを対象にした各種の所得補償を組み合わせ、生産コストをカバーできる施策に切り替えるよう国に求めること。県として交付金上乘せなど米作の経営安定と、消費拡大に取り組むこと。

(3) 兵庫県の状況をふまえ、中山間地等直接支払制度の恒久化と要件緩和を国に求めるとともに、県として中山間地など条件不利地への支援を充実すること。

(4) 大規模農家のみでなく、農家の多くを占める小規模・兼業農家も「担い手」として支援すること。また、集落営農化は農家の意思を尊重すること。後継者育成のため、新規就農希望者への支援をさらに充実・強化すること。青年就農交付金について、要件緩和を国に求めるなど、活用しやすくすること。

(5) 農地中間管理機構について、耕作放棄地の復旧を位置づけること、貸付先は地域農家を最優先すること、農民代表を機構の役員に選任することなど、制度運用の改善を国に求めること。

(6) 麦・大豆など主な農産物に価格保障、所得補償を実施し、国産を活用したパンや加工品の学校給食での普及・拡大などを支援し、国産麦や大豆の需要拡大をはかるよう国に求め、県独自でもすすめること。

(7) 都市近郊の農業と耕作地を守るため、生産緑地の要件を緩和するとともに、特定市以外にも生産緑地制度を導入し、全県的に拡大すること。

(8) 株式会社の農地利用については、もうけ優先で農業から撤退して、大規模な荒廃・転用がおこるなどの事態を防ぐため、監督・規制を強めること。

(9) 遺伝子組み換えナタネの拡散、生育が県内で認められており、交雑が心配されていることから、県として定期的に調査を行うとともに、輸入時の零れ落ちなどを防ぐ対策を検討すること。

(10) 野生動物被害対策について

ア. シカ、イノシシ、サル、クマなどによる鳥獣被害対策について防護柵などの設置・更新への県補助を増額すること。

イ. 駆除に参加する猟友会員への支援をさらに強めるとともに、シカなどの処理施設を県として整備すること。

- (11) 基盤整備は、老朽化対策や耐震化を中心に行い、地域や農家の意見をよく聞きながら、必要なものについて、国庫補助の拡充を国に求め、県の補助率も引き上げるなど、農家負担の軽減をはかること。

### 3. 畜産業の発展のために

- (1) 畜産・酪農生産力強化緊急対策事業の継続を国に求め、小規模酪農家も含め支援すること。

- (2) 円安による飼料高騰への緊急支援や、自給飼料米生産、耕畜連携への支援を県として行うこと。

- (3) BSE対策について、輸入制限緩和を行わないよう国に求めるとともに、全頭検査を復活すること。

- (4) 口蹄疫や鳥インフルエンザなど家畜の防疫対策について、発生原因の解明や十分な予防対策に万全を期すこと。機敏な対応のための体制を確保すること。

### 4. CO<sub>2</sub>削減、水源涵養、防災対策など、森林のもつ多面的機能を最大限発揮する施策を実施すること。

### 5. 林業振興のために

- (1) 兵庫県産木材の利用促進に関する条例を活かし、県の公共事業に数値目標を設定するなど、県産材利用を抜本的に増やすこと。

- (2) 県産材利用促進のために、品質の向上を図り、木材加工技術の新たな研究開発の促進、融資や税制上の優遇措置を拡充するとともに、県産材使用の住宅リフォーム助成制度を創設するなど、使用住宅を広げること。

- (3) 木質バイオマスなど間伐材の利活用の研究をすすめるとともに、支援策拡充で一層の促進を図ること。

- (4) 林業労働者の所得保障制度の創設と、共済事業や社会保険制度、新規就業者支援の拡充を国に求めるとともに県の支援策をすすめること。
- (5) 広域基幹林道建設は、見直しを行い不要不急の事業は中止すること。一般林道や作業道の充実をはかるとともに、簡易な作業道への助成、維持管理への補助制度を創設すること。同時に希少野生動物の保護対策に取り組むこと。
- (6) 間伐・除伐への助成強化を国に求めるとともに、県独自でさらに支援を行うこと。国の間伐補助の面積要件（5ha以上）を従前の0.1haにもどして事業ごとの補助とするよう国に求めること。

## 6. 水産業振興のために

- (1) 後継者育成のため、青年漁業者支援制度を創設すること。
- (2) 不法外国船の取り締まりを強化するよう国に求めること。
- (3) 生態系を崩す外来魚の調査研究をすすめ、対策を強化すること。
- (4) ノリ養殖における乾燥機等の費用や水道料金軽減などの支援をおこなうこと。

## 7. 豊かな海を取り戻すために

- (1) 瀬戸内海再生法に基づき、県として森・川・海の総合的な環境保全対策や藻場、干潟の再生などに、目標を明確にして、住民参加で取り組むこと。
- (2) これ以上の埋め立てなどの開発や海砂利採取を禁止するなど、関係府県と連携して、漁場の保全を図ること。
- (3) 瀬戸内におけるノリの色落ち対策のため、ため池や加古川大堰の冬季一時放流など具体的な研究を進め、環境保全と両立させながら栄養塩供給をはかること。

## 8. 燃油高騰への対策について

- (1) 軽油引取税の免税措置・農林漁業用輸入A重油にかかる免税措置・農林漁業用国産A重油にかかる還付措置の恒久化を国に求めること。
- (2) 「漁業経営セーフティネット構築事業」における燃油費の補填発動の基準を引き下げるよう国に求めること。
- (3) 県として値上がりに対する補てんなど独自の支援を行うこと。

9. 農林水産技術センター等試験研究機関の基礎的な研究やその役割はますます重要になってきている。研究員はじめ人員の削減縮小でなく増員・充実をはかること。

10. 「行革」によるこれ以上の農林水産振興事務所の縮小、農業改良普及員等の削減は中止すること。

#### 11. 地産地消の促進について

(1) 県内食料自給率の向上に向けて、農畜水産物の販路拡大や流通に県が責任を持ち、地産地消で安全な食料提供を抜本的に推進すること。地域での自主的な取り組みを支援すること。

(2) 学校給食に地元産の野菜や魚介類、畜産物などの活用を、教育委員会と連携して進めること。米飯給食への補助を復活すること。

## II 環境対策について

### 1. 地球温暖化対策・再生可能エネルギーの爆発的普及について

(1) 県は2020年度までに2013年比5%、2030年度までに26.5%削減を目標と設定したが、京都議定書時の目標から見ると後退している。温室効果ガスを2020年までに90年比40～50%削減するなど、国に働きかけるとともに、県としても削減目標をさらに高く設定すること。

(2) 企業の排出量と削減目標を事業所ごとに公開し、キャップ制で義務的に削減を課す条例を制定すること。

(3) 再生可能エネルギーの普及にあたっては、大企業主体の大規模発電施設中心でなく、地域の資源を生かした住民や市町主体の取り組みを支援すること。

(4) 住宅用太陽光発電の県独自の設置補助金を復活し、さらに充実をめざすこと。

(5) 農業用水路などを利用した小水力発電の普及のために、発電を行う農業団体などへの導入費用補助制度や、水利権等手続きについての相談窓口を設置すること。

(6) 地球温暖化対策に逆行する、神戸製鋼所の石炭火力発電所新設計画は中止を求めること。



(7) 公社から取得した環境林については、CO<sub>2</sub>削減や水源涵養など環境林事業としての効果を測定し県民に明らかにすること。

## 2. 大気汚染対策について

(1) 改正大気汚染防止法に基づき、大気汚染物質の実効ある排出規制のために、企業等への立ち入り検査等を厳正に行えるよう、体制を充実すること。

(2) 半数の測定局で環境基準非達成（平成26年度）となっているPM<sub>2.5</sub>の成分分析と発生源の推定を進め、情報公開と、地域に応じて工場への指導強化や自動車排ガス規制の強化など、適切な対策を講じること。

(3) 神鋼加古川工場や、新日鉄住金広畑製鋼所などで、降下煤塵の発生が自主管理目標値を上回るなど、飛散が続き、住民生活に影響を及ぼしていることから、改善の指導を強化すること。

(4) 神戸製鋼加古川製鉄所による、NO<sub>x</sub>、SO<sub>x</sub>排出量データ改ざんに続き、2017年10月には新たにアルミ、銅、鉄鋼、鉄粉、光ディスク材料などのデータ改ざんが明らかになった。加古川製鉄所の排出する大気汚染物質、降下ばい塵について同社が公表している数値についても信頼できない事態であることから、改めて立ち入り検査等を行うこと。

## 3. 自動車排ガス対策について

(1) 環境省調査（そらプロジェクト）で、43号線周辺で子どものぜんそく発症率が高いことが明らかになっていることから、調査結果を活かした排ガス対策を検討すること。

(2) ディーゼル車運行の独自規制は廃止せず継続し、対象地域への排出不適合車の規制をさらに徹底すること。

(3) 尼崎公害訴訟の原告と国との合意文書に基づき、環境ロードプライシング・国道43号での通行ルールの定着などの継続をはじめとする環境対策、警察と連携した指導・取り締まりに取り組むこと。

## 4. アスベスト対策について

- (1) 解体現場、搬送、最終処分場における埋め立てにおいて、違法行為が後をたたないことから、監視・立ち入り検査を強化すること。
- (2) 民間建築物にかかるアスベスト除去費用に対する補助制度を県としてつくること。

#### 5. 一般廃棄物処理について

- (1) ごみの増量をまねき、危険性が指摘されている「東播磨臨海広域ゴミ」「北但馬広域ゴミ」処理施設建設計画を凍結するとともに、県下の広域ゴミ処理計画を住民本位に見直すこと。
- (2) ごみを原料とするバイオマス発電等の設置は、県内でも事故が発生するなど安全性が未確立であること、ごみの減量という廃棄物処理の基本が後景に追いやられる可能性があることから、慎重を期すこと。

#### 6. 産業廃棄物処理について

- (1) 姫路、赤穂市など県内各地で産廃最終処分場計画が進められているが、いずれも浄水場、漁場周辺などで計画されており、専門家から「最終処分場計画地として不適格であることは明確」と指摘されている。不適格な計画地での産廃最終処分場建設を認めないこと。
- (2) 産業廃棄物の不適正処理については、国の行政処分指針を基本に、行政処分・刑事告発を厳然と行い、悪質な事業者を排除し不法投棄の未然防止に努める産廃行政に転換すること。

7. PCB の処理は、使用者が行うことになっているため、中小企業では処理費用が大きな負担となっていることから、中小企業へ費用助成をするなど安全な処理を行う対策をとること。保管状況の監視・指導を強化すること。

8. 土壌汚染対策について、操業中の工場敷地や、工場敷地を別の工場に売却した場合など、土壌汚染防止法の対象外の工場についても、県として法と同趣旨の調査と報告を求めること。

## 9. 自然環境保護管理、生物多様性の保全のために

- (1) イヌワシ・クマタカをはじめとする希少な動植物の保護・保全の施策を進めること。
- (2) 河川や湖沼、ため池などの水質改善の積極的な取り組みをすすめること。
- (3) 武庫川をはじめ、天然アユの遡上できる河川の自然再生に取り組むこと。
- (4) 効果的な駆除・防除の対策とともに、生態系を取り戻す抜本的な研究・対策を講じること。
- (5) アライグマやヌートリア、ブラックバス、オオキンケイギクなどの外来種の駆除、防止対策をさらに強化すること。
- (6) 六甲山でのイノシシの生態や頭数の把握と対策強化をし、市街地での野生鳥獣被害対策をすすめること。

# 《 県土整備部 》

## 1. 公共事業を抜本的に見直すこと

- (1) 莫大な費用を伴う高規格道路などの新規建設を抑制し、維持管理・老朽化対策にシフトし、住民生活密着型の公共事業に転換すること。その際、中小企業への発注を増やすこと。
- (2) 「ひょうご・インフラメンテナンス10か年計画」に基づく老朽化対策にあたっては、橋梁などの点検の際の専門家不足や、新規建設と同じ基準単価では、採算がとれないため事業所が補修工事に参入できない等の問題点も指摘されている。専門家の育成などで体制を確保し、補修単価の引き上げ等を行うこと。特に点検、調査、事業化にあたっては、民間依存を改め職員の削減計画を止め、総合土木職、建築職など技術職、専門知識をもった技術職員の養成を行い、十分な人的体制を確保すること。
- (3) 公契約条例を制定し、県発注工事については、県内建設業者への発注をさらに増やし、適正価格により、末端の下請け業者、建設労働者に至るまで営業と生活が

保障される内容に改革すること。

- (4) 2017年3月に建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律が成立した。法では都道府県に基本計画の策定を求めている。兵庫県でも基本計画の策定を行うとともに、計画策定にあたっては地域建設業界が将来にわたり健全に発展しうるものとし、発注工期・労働条件を適正化するものとする。

## 2. 土砂災害防止対策の強化について

- (1) 気候変動の影響で集中豪雨が多発し、大規模な土砂災害が多発している。災害の未然防止のため、第二次「山地防災・土砂災害緊急5箇年計画」の対策箇所や予算を増やし、土石流危険箇所や地滑り危険箇所などの土砂災害防止対策と整備を急ぐこと。
- (2) 土砂災害 特別警戒区域指定を急ぐとともに、指定に至る前でも既存住宅の構造強化に対する支援を行うこと。宅地開発を規制・抑制する開発指導をすすめること。
- (3) 急傾斜地崩壊対策事業の受益者負担について、市町や住民負担の軽減すること。

## 3. 新名神高速道路建設現場で、死亡事故が5件も発生する異常な事態となっていることについて

- (1) 工期を2年前倒しで進めていたことで工事が急がれていた事や現場の安全対策が不十分であった事が指摘されている。工期短縮と事故との因果関係を検証すること。また、専門的な土木技術を持った作業員の確保など安全対策を進めるよう西日本高速道路株式会社へ働きかけるとともに、県としても建設工事の安全対策に万全を期すこと。
- (2) 西日本高速道路株式会社発注の別工事では労働基準法違反が明らかになっている。新名神高速道路建設現場での死亡事故で労働基準法違反がなかったか労基署・警察とも連携し検証すること。同時に、県発注公共工事についても労基法遵守の徹底指導・総点検を行うこと。

## 4. 道路政策について

- (1) 高速道路を中心とした6基幹軸優先の道路政策を見直し、通学路の安全対策や

生活道路の改修など住民生活に身近な道路政策に改めること。

- (2) 大阪湾岸高速道路西伸部・名神湾岸連絡線の計画や、浜坂道路・東播磨道路・新名神高速道路の建設は、中止を求めること。
- (3) 必要性のない播磨臨海地域道路計画は中止し、姫路バイパス・加古川バイパスの渋滞解消は、道路改良や個々の渋滞箇所の原因調査で対策を行うとともに、山陽道や中国道への振替えや、自動車交通量減少対策を行うこと。
- (4) 莫大な投資規模となる紀淡海峡連絡道路建設計画は中止すること。
- (5) 園田西武庫線は、三菱電機等への過大な移転補償をやめ、事業を見直すこと。

#### 5. 生活道路等の整備について

- (1) 県道における地域住民に密着した生活道路や通学路の緊急合同点検の結果をふまえ、さらに整備の予算を大幅に増額し、安全な歩道、自転車道整備やバリアフリー対策をさらに推進すること。
- (2) 県道の「照明・街灯・防犯灯」設置は県の責任で行い、設置計画を策定して急ぐこと。
- (3) 西宮北有料道路（盤滝トンネル）の無料化が3年前倒しされ、いよいよ2017年度末から開始される。無人化となる盤滝トンネルの安全対策に万全を期すること。貸付金の返済を求めること。
- (4) 国道176号線の整備について、名塩工区が供用開始されたが、全線の開通を早期完了すること。
- (5) 索道事業者が使うゲレンデ整備車や降雪機等に使う軽油の免税制度を継続するよう国に働きかけること。

6. 県の行う事業のうち、道路・街路・河川・港湾等、広く県民が利用する事業については、県が責任を負うべきであり、市町に負担を求めないこと。

7. 「公共事業等審査会」は、公募委員の参加や住民からの対案提出の機会の保障と検討の義務付けを行うなど、県民参加で公共事業を評価、見直しできるように、抜本的に改善すること。

8. 「塩漬け土地」など先行取得用地、県がかかわる用地は全て、取得経過や時価などを県民に明らかにし、責任を明確にするとともに、今後の土地利用計画については県民参加のもとで見直すこと。

#### 9. 鉄道整備など公共交通の推進について

(1) 鉄道ホームの転落防止のためのホームドアの設置は、乗降客1万人以上という国の基準にかかわらず設置を進めるよう国や事業者に求めるとともに、県としても対策強化を図ること。

(2) 利用者3,000人以下の駅舎についても、バリアフリー化をすすめること。また、全ての駅・ホーム、踏切等の安全点検と障害者など「交通弱者」の声を反映した安全柵・点字ブロック対策等の安全対策を強化すること。

(3) 「県行革プラン」において、市町営バスや過疎バスなどに対する県単独補助の削減はやめ、拡充すること。また、地域で運行しているコミュニティーバスへの支援の削減はやめ、充実すること。

(4) 鉄軌道・バス輸送など公共交通の利用促進は環境問題や高齢化社会対策からも求められている。市町と共にパーク・アンド・ライドの促進と交通網の整備を抜本的に推進すること。

(5) 神鉄粟生線は通勤・通学に欠かせないものであり、県としても路線存続のための支援を継続し、運転本数など利用者のサービス向上になるよう働きかけること。

(6) 事実上中止となっている阪急甲陽線の地下化は、町並みの景観・環境を破壊するものであり、事業を止めること。「踏切と連動した信号機の設置」踏切南側の交差点は右折禁止とするなど、安全対策に直ちに取り組むこと。

#### 10. 港湾・海岸について

(1) 南海トラフ巨大地震に備える「津波防災インフラ整備5ヵ年計画」の実施に当たっては、住民への説明を丁寧に行い、県民の意見を広く反映したものとすること。その際、計画に伴う資料及び予算規模等を含めて公開すること。ひきつづき防潮門扉等の電動化、遠隔操作化をすすめること。

- (2) 津波の被害が懸念される阪神南広域防災拠点など、必要な防災施設の整備と安全点検を行う等、防災対策をすすめること。
- (3) 姫路港などの大型水深バース建設は、今後の需要増が見込めないものであり、これ以上拡大しないこと。
- (4) 県内すべての重要港湾に非核「神戸方式」を採用し、核艦船の入港を拒否すること。
- (5) 高砂西港の北側に堆積している PCB 汚染土は、当面安全性の徹底を図り、恒久的には発生者の企業責任を明確にして、最終的な処分を追求すること。
- (6) 船舶・鉄道による輸送は自動車輸送より CO<sub>2</sub> 排出量が大幅に少ないことが注目されている。環境対策をすすめるうえでも、港湾の有効活用と船舶輸送政策へのモーダルシフトを進めること。

#### 1 1. 武庫川水系河川整備計画について

- (1) 千刈ダムの治水活用への取り組みが始まったことは大きな前進であるが、今後も武庫川でとりくむ総合的な治水対策を徹底して実施し、将来にわたって新規ダム建設の検討は中止すること。
- (2) 総合治水対策の中で、とりわけ将来の分担量目標が極端に低く設定されている流域対策の目標を抜本的に強化すること。
- (3) 総合的な治水対策における河川対策の内、河床掘削や堤防強化など武庫川の安全対策を十分に進めること。その際、利用者や地域住民の意見を十分に聞き、合意を得ること。
- (4) ダム建設中止にともない、移植のための貴重種などの調査を中止し、豊かな生態系の保全につとめること。
- (5) 天然アユの遡上できる川に再生するための対策をすすめること。

#### 1 2. 河川整備・治水対策について

- (1) 国は、水防法改正に伴い国管理河川のハザードマップ見直しを行った。県管理の河川についても、早急に新たなハザードマップの見直しを行うこと。
- (2) 毎年被害が増加している記録的豪雨対策について、調査・研究を進め、調整池

や下水対策などの予算を大幅に増やすこと。

- (3) 河川整備については、下流からの改修だけにこだわらず、堤防の補強や堆積土砂の浚渫、危険箇所の改修を優先して安全を守ること。また、生態系の保全など、環境を守る事業も重視すること。
- (4) 各河川の流域ごとに総合的な治水計画を策定し、河川改修と共に校庭、公園、ため池、田畑、森林などを活用した流域対策を実施すること。
- (5) 都賀川など都市河川については、なお急激な増水の危険性があることから、親水河川として危険性の周知の徹底も含めた事故防止の対策を怠らないこと。
- (6) 三原川水系は、水害が繰り返されており、治水・河川整備について、低地対策協議会などの住民の意見を聞いて、早急にすすめること。

### 1 3. 下水道整備について

- (1) 生活排水対策については、淡路などの市町と住民の負担を軽減するため、支援策を強化すること。
- (2) 生活排水関連整備事業については、合併浄化槽や集落排水など地域の実情に応じた手法を検討し、下水道困難地域の解消に努めること。また、地元市町や利用者の負担軽減をはかることを中心にすすめること。
- (3) 流域下水道および流域下水汚泥処理の運転管理業務について、県まちづくり技術センターの「包括的民間委託」を中止し、見直しを求めること。

### 1 4. 空港事業について

- (1) 神戸空港の運営権が関西空港・伊丹空港を運営する関西エアポート、オリックス、バンシ・エアポートの3社連合へ売却が決定し、3空港一体運営が進められようとしている。また、関経連は、「関西3空港懇談会」を再開し「規制緩和」にもとづいて、3空港の役割分担を再検討する方向であるが、伊丹空港、神戸空港の運用制限と発着枠を厳守するなど、安全・環境対策に万全を期すこと。
- (2) 神戸空港への補助金、関西国際空港含む関西3空港への利用促進費の支出をやめること。関西国際空港と神戸空港を結ぶ「海底トンネル構想」は、計画を中止すること。



- (3) 大阪国際空港の安全・環境対策について、国の責任でこれまでの裁判結果や存続協定などを踏まえ、環境基準の達成にむけて、運用制限と発着枠を厳守すること。また、夜間離発着は、騒音による住民の犠牲と被害を拡大するものであり、住民合意なしにすすめないこと。
- (4) 但馬空港については、毎年5億円以上の県の財政支出に加えて、但馬地域の各市町も多額の負担を強いられている。今後の需要拡大の見通しもない中で、但馬空港ターミナル（株）と運営権実施契約が締結されたが、空港のあり方について、抜本的に見直すこと。

#### 15. まちづくりについて

- (1) 都市機能や居住区域を集約・コンパクト化し地方をより疲弊させる立地適性化計画を策定しないよう市町に求めること。
- (2) 大規模小売店舗の進出に当たっては、環境、交通等の影響だけでなく、地域の商店や住民への様々な影響を調査し、地元商店も共存できる、調和のとれた町づくりを進めること。
- (3) 大規模集客施設の立地にかかる都市機能の調和に関する条例の運用にあたっては、地域住民の声を十分に反映する機会を保障すること。
- (4) 高齢者も障害者も住みやすいバリアフリーのまちづくりをすすめること。
  - ア. 「福祉のまちづくり」にあたっては、重点地区に限らず県下の各地域においてユニバーサルデザインの実現に向けた計画を立てるとともに、障害者など利用者の参画のもとですすめること。
  - イ. 都市部でも発生している高齢者などの「買い物難民」の対策をおこなうこと。
  - ウ. 生活道路を整備するための予算を大幅に増額し、安全な歩道整備、自転車道整備など交通安全対策やバリアフリー対策を中心とした道路整備を行うこと。
  - エ. 駅前に障害者専用の乗降のためのスペースをつくること。

#### 16. 公園整備について

- (1) 公園整備は、県民が身近で日常的に利用できる適正規模の公園をきめ細かく設置することを基本とし、市町への助成制度を拡充・新設すること。公園内のバリア

フリー化を計画的に促進すること。

- (2) 国営明石海峡公園整備事業など国の直轄事業は、県民の立場で必要性を検証すること。費用は本来国が責任を負うべきであり、県の負担は中止すること。

#### 17. 県営住宅について

- (1) 阪神淡路大震災被災者のUR借上県営住宅について、入居者の追い出しを中止し、希望者全員が安心して住み続けられるようにすること。
- (2) 安全で低廉な家賃の県営住宅の建設はさらに必要度を増している。県営住宅の管理戸数削減・集約化は中止し、新規の県営住宅の建設や民間住宅借り上げ県営住宅の対策も含め、県の住宅対策を拡充すること。
- (3) 県営住宅の補修工事が財政難を理由に応急処置対応になっていることを改め、住民の安全を守って改築・改修、エレベーターの設置などバリアフリー化等積極的に行うとともに、一般会計からの繰り入れも行って、県営住宅の空屋補修予算の増額をはかり、より多くの県民に住宅を提供すること。
- (4) 民間指定管理者による管理運営は、入居者の福祉的対応がなされないなど、住民サービスが低下している。また、マイナンバー制度の導入にあたって、民間事業者が個人番号を利用することについての不安も広がっている。県営住宅の管理については、県が責任を持つようにし、指定管理制度をやめること。
- (5) 家賃減免制度の見直しが第3次行革プランにもとづき実施され約15000世帯で家賃値上がりとなった。低所得者が住む県営住宅入居者にとっては耐え難い負担増となっている。家賃減免制度を元に戻すよう制度を見直すこと。
- (6) 家賃滞納による明け渡しを求める「出訴」に当たっては、納入の意思がありながら生活苦から滞納となった居住者に対しては、直接面談して福祉的対応を含めたきめ細やかな対応をすること。また、家賃回収の債権会社への民間委託を中止し、過剰な取り立てにならないようにすること。
- (7) 入居申請時、民間賃貸の大家からの家賃完済証明書の提出をさせないこと。
- (8) 共益費のあり方について、公営住宅法にある「家賃及び敷金をのぞくほか、権利金その他の金品を徴収することができない」旨の規定にそって過剰徴収しないこと。

- (9) 駐車料金については、近傍同種とするのではなく、家賃と同様の収入に応じた低料金の設定をすること。駐車場の有効活用と管理のあり方を見直し、住民の合意のもとで策定すること。
- (10) 新婚世帯、子育て世代に対する県営住宅の入居優先枠を大幅に増やすこと。
- (11) DV 被害者の目的外入居用の住宅を、神戸市をはじめ各地に確保すること。
- (12) すべての県営住宅の耐震性能を公表し、避難機能の向上・確保とともに早急に改修、建て替えなどの対策をたてること。
- (13) 県営住宅に入居する高齢者のために、LSA 配置基準の改善や 24 時間配置など改善をはかること。
- (14) 県営住宅の入居承継基準をもとに戻すこと。
- (15) 「派遣切り」等で住居を無くした人への入居措置を行うこと。

#### 18. 住宅・マンション対策について

- (1) 住宅・店舗リフォーム助成制度を県として創設すること。また、耐震化補助制度の拡充、バリアフリー化推進など中小建設業者の仕事を増やすこと。
- (2) 青年や新婚世帯、子育て世代、高齢者、障害者、低所得者向けに「民間賃貸住宅家賃補助制度」をつくること。
- (3) 「特定優良賃貸住宅」民間オーナーへの契約額の引き下げは中止すること。オーナーの希望があれば県営住宅として買い取るなどの対応を早急に検討・制度化すること。また、特優賃住宅の県住としての借り上げの契約期限切れについては、入居者の状況を配慮して柔軟に対応すること。
- (4) 特優賃住宅の家賃引き下げを行うこと。民間家主への責任転嫁をやめ、家賃軽減補助の延長をおこなうこと。
- (5) 「簡易耐震診断推進事業」の拡充と、「わが家の耐震改修促進事業」への直接助成対象枠を大幅に拡大・充実すること。住宅共済制度の加入を補助要件に含めないこと。
- (6) 「人生いきいき 80 年住宅改造助成事業」を削減することなく、拡充すること。
- (7) 「ゼロゼロ」物件をめぐる入居者が強引に退去させられる「追い出し」被害について、県内の実態調査を行い、国に規制強化を求めること。

## 19. アスベスト対策について

- (1) 除去および石綿使用施設の解体、撤去、運搬作業等における被害発生防止対策について、県民に完全徹底・実施を義務づけること。また解体時は作業従事者はもとより、周辺住民にも作業内容を周知徹底すること。解体現場に対する県の立入検査や搬送時における監督と指導を強めること。
- (2) 民間建築物にかかるアスベスト除去費用にたいする補助制度を県としてつくること。

## 20. 工事発注について

- (1) 神戸製鋼所の製品データ改ざん等の不正行為に関わって
  - ア. 同社及び不正が判明した関連会社を指名停止とすること。
  - イ. 県が、同社・関連会社と、建設請負契約、業務委託契約、物品調達等を行った事業等について、データ改ざんの影響がないか県として調査・検証し、県民の安全を確保すること。
- (2) 県幹部職員の天下り全面禁止など、談合防止対策を強化すること。
- (3) 談合があった場合は、地方自治法施行令に従い、入札参加資格の取り消しを迅速に行なうとともに、取り消し期間を原則24箇月（特例48箇月）とするなど厳正に対処すること。
- (4) 分離・分割発注などあらゆる工夫をして中小零細企業に発注できる仕事を増やすこと。
- (5) 末端下請け企業まで労務単価保障を行うために、県の責任ですべての下請け契約を掌握・管理すること。不払いや不当な単価切り下げなどの事態が生じないように、県が検査をおこなうこと。
- (6) 下請代金不払および賃金不払を根絶するために、「公共工事の入札・契約の適正化促進法」および建設業法、とりわけ同法第41条に基づく勧告実施の決断も必要に応じて毅然と行うこと。不払いが生じたときは、発注者及び元請け企業に責任を果たさせるシステムを作ること。
- (7) 低入札価格調査制度の対象工事については、公共工事の入札及び契約の適正化

を図るための措置に関する指針にある「下請業者も含めた労働条件悪化防止の観点」から立ち入り調査を行い、建設労働者の労働条件の実態把握に努めること。

## 《 企 業 庁 》

### 1. 地域整備事業について

- (1) 企業庁地域整備事業については、これ以上の拡大を行わず、縮小すること。
- (2) 進捗調整を行っている播磨科学公園都市2、3工区やひょうご情報公園都市の2～4工区など、巨大な「公園都市」は、ただちに凍結・中止すること。未利用地については、これ以上開発を行わず、県民に実態を公表すること。
- (3) 地域整備事業会計については、事業ごとに過年度も含めて収益収支状況、資産負債状況、事業内容がわかる会計制度に改め公表すること。
- (4) 先行取得用地をはじめ、企業庁が関わっている用地全てについて時価・含み損も含めて県民に明らかにするとともに、今後の土地利用計画について県民参加のものと見直すこと。
- (5) (株) 夢舞台事業を抜本的に見直すこと。天下り役員ポストをなくすこと。

### 2. 県営水道用水、工業用水事業について

- (1) 二部料金制や長期責任水量などの契約方式を見直し、全国的にも高い受水市町の水道料金を大幅に引き下げること。
- (2) 工業用水は極端に安い料金で企業に供給している。揖保川第1工業用水は、1tあたり4円30銭で、50年前より2円10銭しか値上げしていない。工業用水道事業法にある「社会的経済的事情の変動による著しく不相当」な状態となっている安価な工業用水料金を見直すこと。また、工業用水の上水転用を規制すること。
- (3) 企業庁が取得した市川水利権は、数十年にわたり契約率が60%台に留まっている。河川法に基づき、有効活用されていない水利権については返還も含めて検討すること。
- (4) 淡路水道事業団への支援策を行い、明石海峡の導水管に関わる経費を負担する

など、高い料金を解消する施策を実施すること。

- (5) 新たに給水対象となる市町に対しても、条例施行規定にもとづき、県水の受け渡し地点は、すべて対象市町の所在地とすること。

### 3. 工事発注にあたって

- (1) 県幹部職員の天下り全面禁止など、談合防止対策を強化すること。
- (2) 談合があった場合は、地方自治法施行令に従い、入札参加資格の取り消しを迅速に行い、取り消し期間を原則24箇月（特例48箇月）とするなど厳正に対処すること。
- (3) 分離・分割発注を更に進め、中小零細企業への発注を増やすこと。
- (4) 末端下請け企業までの労務単価保障を行うために、企業庁の責任ですべての下請け契約を掌握・管理すること。不払いや不当な単価切り下げなどの事態が生じないよう、発注者責任で検査をおこなうこと。
- (5) 下請代金不払および賃金不払を根絶するために、「公共工事の入札・契約の適正化促進法」および建設業法、とりわけ同法第41条に基づく勧告実施の決断も必要に応じて毅然と行うこと。不払いが生じたときは、発注者及び元請け企業に責任を果たさせるシステムを作ること。

## 《 病 院 局 》

### 1. 県立病院の建て替え、統合・再編について

- (1) 県立こども病院で乳児期・小児期に手術や治療を受け、成人期以降も再手術や経過観察を含め通院が必要な患者が、継続して医療が受けられるよう拡充すること。
- (2) 県立こども病院の跡地には医療機関を誘致すること。
- (3) 姫路循環器病センターと製鉄記念広畑病院、西宮県立病院と市立病院など統廃合計画については、住民の意見を十分に聞き反映させること。跡地の後医療を確保すること。

2. 県立病院の一般外来部門の看護師や事務職、技能事務職の定数削減をやめること。
3. 医師不足の解決のため、国に対して医学部の定員増など医師数を抜本的に増やすことを要望すること。医療秘書の配置をすすめること。
4. 丹波市へ移管された柏原看護専門学校はについて引き続き職員派遣など県の責任を果たすこと。
5. 県立病院の経営改善のために、診療報酬の改定を引き続き求めるとともに、必要な一般財源を繰入れすること。無理な在院日数の縮小など、収入向上に偏重した病院運営を行わないこと。
6. 医療事故については、その原因・背景を調査分析し、その内容を全面的に公開し、患者・県民の意見も聞き、事故防止に役立てること。
7. 慢性化している、職員の協定を超えた超過勤務を早急に是正すること。
8. 尼崎総合医療センターの救急外来の看護職員欠員を早急に補充すること。

## 《 教 育 委 員 会 》

1. 憲法と子どもの権利条約の精神にもとづいて、教育の無償化・負担の軽減で教育格差をなくし、受験中心の競争教育を改め、すべての子どもが安心して学び、成長できる教育をすすめること。知事が任命権をもつ新教育長制度が導入され、総合教育会議がつくられているが、県が教育内容に介入せず、教育環境や教育条件整備をすすめること。

2. 18歳選挙権が施行されたが、生徒が自分の意見を養うために、学校現場が政治について、萎縮することなく自由に語ることができ、多様な意見にふれる場であることが肝要である。行政が「政治的中立性」の名目で、教育内容への介入や、教員や高校生が当然もっている思想信条の自由や政治的自由の権利を踏みにじることがないようにすること。

3. 県の予算に占める教育費の割合は年々低下している。これまでの「県行革」による教育予算カットは、「学校図書が購入できない」「一学期で実習費がなくなる。2学期以後は保護者から徴収」など、学校教育に支障をきたしている。教育予算カットを抜本的に引き上げること。

4. 義務教育における無償の対象が授業料や教科書代などに限られ、制服代などの負担が家計を圧迫している。実質無償となるよう国に働きかけること。就学援助の国庫負担制度を元に戻し、対象や支給額を拡充するよう国に求めること。また、学校給食費の無償化をめざし、当面、必要な免除措置をすすめること。

#### 5. 公立高校通学区拡大について

(1) 公立高校通学区拡大は、通学費や通学時間等の負担を増やし、受験競争を激化させ、高校のさらなる「序列化」をもたらした。公立高校の入学者だけでなく、全中学校の卒業生への進路の把握と調査を行い、影響を検証すること。県として通学費補助をおこなうこと。

(2) 全県1学区など、これ以上の学区拡大はしないこと。

(3) 一般財団法人「兵庫県進路選択支援機構」ならびに学内到達度テストは、内申書を足して進路指導に使う場合、文部事務次官通知、及び県教委通知の業者テストに該当する。中学校長会を通じた指導だけではなく、全中学校に文書配布、徹底すること。

6. 「全国一斉学力テスト」については国に対して中止を求め、抽出調査も必要最低限にするよう求めること。



## 7. 教育条件の整備・充実で、児童・生徒にゆきとどいた教育を保障するために

### (1) 学級編制について

ア. 30人以下学級・少人数学級は、世界のすう勢であり、県民のつよい願いである。国に小1年の35人学級を堅持し、小2以上の実現をつよく求めること。県としても義務教育はもとより、高校教育でも30人学級を早期に実現すること。当面、35人以下学級を中学3年生までひろげること。

イ. 「少人数授業」については、差別・選別教育につながる能力別編制をしないこと。

### (2) 教職員の増員と配置について

ア. 「行革」による教職員の削減を行わないこと。

イ. 35人学級の実施など教育条件の向上のためには、加配教員の活用中心でなく、教員の抜本的増員を国に強く求めるとともに、県独自でも増員すること。

ウ. 産休等やむを得ない場合を除き、定数内の教師は臨時的任用はやめて、すべて、正規の教職員として採用すること。

エ. 養護教諭をすべての学校に複数配置すること。

オ. 児童生徒支援加配は、旧同和加配校に偏ることなく児童・生徒の実態を十分把握しておこなうこと。

### (3) 施設・設備の改善について

ア. 阪神淡路大震災を経験した兵庫県での公立学校の耐震化の予算を大幅に引き上げ、市町立学校についても早急に耐震化を100%にするため国庫補助制度の拡充を求めること。

イ. 老朽化した県立学校の建て替え、全面改修、補修などの年次計画を立て、必要な予算を確保して早急に実施すること。

ウ. すべての普通教室等への冷暖房施設の整備をすすめること。障害者用のエレベーターを完備すること。また、すべての県立学校にエレベーターを早急に設置すること。

### (4) 学校図書館の充実について

ア. 学校図書館の充実のため、司書教諭でなく、専任の図書館司書を配置すること。

イ. 学校図書の実を積極的に図るために、各学校の図書購入費を増額できるようにすること。

- (5) 学校選択制や小中一貫校については、促進しないこと。
- (6) 武道の必修化にともなう柔道の事故防止対策を行うこと。
- (7) 事故が問題となっている組体操について、調査と検証を行うこと。危険を伴う高さを競うアクロバットの的なものを見直し、安全指導ができる専門性を持った指導者を育成するとともに、内容についても安全第一に慎重に検討すること。

## 8. いじめ・不登校などの対策強化、こどもに寄り添う教育の実へ

- (1) いじめの対応を絶対に後回しにせず、兆候があればただちに全教職員、保護者に知らせ連携すること。被害者の安全を確保した上で加害者にはやめるまで対応すること。被害者・家族の知る権利を尊重することなど、いじめへの基本的対応を徹底すること。
- (2) いじめ・不登校を多発・深刻化させている受験競争など過度の競争と管理の教育を改め、子どもの声を聞き取り、子どもを人間として大切にする学校をつくること。子どもの権利条約の普及に務めること。
- (3) 教員の多忙化は子どもたちと接する時間や授業の準備をする時間を奪っている。共同して問題解決にあたる教師集団作りのために、教員の多忙化解消を図り、教員評価制度をやめること。
- (4) 外国籍のこどもたちを支援する多文化共生サポーターの増員と、その身分保障を行うこと。「行革」による政令市、市町負担を増加させないこと。
- (5) ネット・SNS（LINE等）を通じた、いじめへの対策を強め、ネット上の言葉の暴力について、家庭まかせにせず、学校教育でもルールやモラルを教えること。
- (6) 不登校担当教員をすべての小中学校に配置すること。
- (7) 児童・生徒や保護者のカウンセリング、教師への助言・援助を行うスクールカウンセラーをすべての小学校へも配置すること。また、配置時間を増やすとともに、人員増員すること。
- (8) 「不登校」などで悩む家族が自主的に組織した「父母の会」との連携を強め専

専門家による助言など支援を強化すること。

#### 9. 学校給食を食育としてさらに充実させるために

- (1) 安全で豊かな完全給食をすべての小・中・特別支援学校で実施すること。「全員喫食」を基本とした「実施計画」とするよう市町につよく働きかけること。
- (2) 未実施の中学校での給食導入が進むように国の「学校施設環境改善交付金」の増額を働きかけるとともに県の補助制度を創設すること。また、すでに給食を実施している市町に対する運営費補助制度を創設すること。
- (3) 食材の地産地消にさらに取り組むこと。また、パン・麺類については国産小麦を使用すること。
- (4) (財)兵庫県体育協会によって行われている学校給食事業の加工冷凍輸入野菜などの食品検査体制を強化すること。
- (5) 学校給食の異物混入防ぐよう、安全管理の徹底を行うこと。
- (6) 安全性や食育の観点からデリバリー方式はとらないことや、学校給食における民間委託やセンター方式でなく、自校方式で行うよう助言と支援を行うこと。
- (7) すべての学校で米飯給食が週3日以上行えるよう助成を行うこと。
- (8) TPP加入・締結により、地元産食材の学校給食が困難になることも予想される。食育や地産地消に逆行するTPP加入に反対すること。

#### 10. 学校の安全対策について

- (1) 警備を含めた安全担当職員の配置をすすめること。
- (2) 安全・安心の学校とするため、各教室や特別教室などに、校内電話などを設置すること。
- (3) 地域のスクールガード活動への支援を強めること。

#### 11. 授業・部活動など学校教育現場での体罰を根絶するために、教育の場でいかなる暴力も許されないこと、勝利至上主義に陥らないことなどを徹底し、繰り返し研修などを行うこと。

## 12. 障害をもつ子どもたちの教育権を保障するために

- (1) 「第2次行革プラン」で削減されたスクールアシスタント配置事業を復活すること。配置基準や単価の引き上げを国に求め、県補助を元に戻すこと。
- (2) 特別支援学校や特別支援学級に在籍する子どもたちが急増している。国に対し特別支援学校の施設整備基準をつくることを求め、「分教室」仮設校舎の設置などの対策ですませるのでなく、新たな施設整備を含め早急に改善すること。特に急がれる阪神間、神戸市東部に、知的障害特別支援学校の新設を行い、過大・過密・長時間通学を解消すること。
- (3) 国は県立高校普通科への特別支援学級設置の検討を進めているが、障害児教育の専門性を持った教職員の配置、施設整備など体制を整えること。
- (4) 特別支援教育コーディネーターをすべての学校に加配すること。
- (5) 障害別の特別支援学級の設置を進め、定員を1クラス6名以下にすること。障害が重度重複する児童生徒の在籍する学級や多人数が在籍する学級に加配など、教員や介助員の増員・待遇改善を行うこと。障害児学級へのシャワー室設置などの施設の拡充・整備を市町まかせにせず、県としても補助を行うこと。
- (6) LDやADHD、高機能障害児のための通級指導教室を希望に応じて設置すること。
- (7) 長時間通学問題をすみやかに解決すること。また、スクールバスの添乗に関しては安心と安全を担保できるよう、民間に委託することなく、介助員制度で実施すること。
- (8) 特別支援学校は、小規模分散の地域密着型とし、寄宿舎を存続し、拡充すること。特別支援学校の校区の再編にあたっては、保護者や地域の要望を充分尊重すること。
- (9) 特別支援学校の寄宿舎への正規教員の適切な配置と夜間警備体制をつくること。
- (10) 重症心身障害施設等における訪問教育については、「重度心身障害者の就学プラン」を拡充し、すべての施設で実施すること。
- (11) 医療的ケアが必要な障害児が通学する特別支援学校・通常学校に看護師を配置し、経費は全額公費負担とすること。
- (12) 卒業後の進路を保障すること。受け皿となる施設などの充実を図ること。

(13) 地域における集団活動を保障するため「放課後児童対策」など健康福祉部との連携や、医療・福祉など専門機関とのネットワーク、巡回相談など障害児が放課後や休日に豊かな生活が送れるよう、条件整備を行うこと。

### 1 3. 高校教育について

- (1) 所得制限のある就学支援金制度は、教育無償化に逆行するものであり、公立高校授業料無償化復活を国に強く働きかけること。
- (2) 県の「高校生等奨学給付金事業」は、年収250万円未満の高校生の授業料以外の教育費と対象が限られており、対象を広げること。高校生向けの給付制奨学金を県独自で創設すること。
- (3) 学級減を行わず、高校入学希望者の全員入学をめざすこと。
- (4) 過疎地での高校統廃合は、その地域のこどもの発達保障の場を奪い、地域の存立の基盤を崩すことともなる。少人数学級によるクラス数維持など高校の存立を守る独自の取り組みを進めること。
- (5) 定時制・通信制高校の統廃合をやめ、働きながら学ぶ場として保障すること。また、定時制高校の募集枠を増やし、教職員の増員や教室の確保、給食の実施・充実など、条件整備を急ぐこと。
- (6) 高卒者の就職については、県下事業所に対して、正規雇用を強力的に働きかけるとともに、専任の就職担当教員の増員や必要経費を確保するなど対策を抜本的に強化すること。
- (7) 労働基準法など、労働者の権利を身に付ける学習を高校教育に位置づけること。
- (8) 教科書の採択は、学校の自主性を尊重すること。
- (9) 制服の費用負担に対する実態調査をおこない、費用負担の軽減をはかること。

1 4. 大学生への給付制奨学金の抜本的拡充を国にもとめ、県独自で大学生向け給付制奨学金を創設すること。

1 5. 学校教育を受けずに来日した外国人、戦後の混乱期などに生活苦のために義務教育を受けられなかった人たちのための公立夜間中学校設置のための法的整備を

国に求めるとともに、県として公立・自主的問わず夜間中学校への支援を強めること。

#### 16. 児童の安全で豊かな地域生活実現のために

(1) 子どもたちが地域で自由に安全にすごせ、子どもの権利条約に謳われている「休憩・余暇・遊び・レクリエーション・文化的生活・芸術への参加権」を保障するため、以下の措置を講じること。

ア. 土曜休日の学習時間を平日に上乘せする学習課程にしないこと。また、行事の精選等も含め、児童・生徒の基礎学力の保障を中心に学校内で十分議論すること。

イ. 土曜休日のクラブ活動は自粛すること。

(2) スポーツ・文化・学習のための公的社会教育施設を整備・拡充すること。

(3) 社会教育活動の指導員の養成や課外活動の指導員の確保、専門職員の配置などを図ること。

(4) 国は「一体型放課後こども教室」は、学童保育の待機児童解消を名目に進めているが、それぞれの役割を十分果たせるよう「一体型」はやめること。小学生が放課後に安心して生活・活動できる場を確保するために、「放課後こども教室」事業の拡充を国に求めるとともに、県としても制度の拡充をすすめること。

(5) 障害児が地域でいきいき生活できるよう専門の指導員を大幅に増やし、送迎・介助の体制をとること。

#### 17. 体験学習について

(1) 体験教育推進事業は、全県で実施してきた事業であり、神戸市の単独事業でなく、今後も県としての責任を果たすこと。

(2) 「自然学校」の日数・内容などは各学校の自主性にまかせること。

(3) 「トライやる・ウィーク」については、事前・事後における子ども、教師、保護者など関係者の論議を保障し、子どもの自主性・集団づくりに役立つものにする事。

(4) 自衛隊は、憲法違反の集団的自衛権行使容認、安保関連法制にもとづき、米軍と一緒に海外で武力行使をおこなうことができる。トライやる・ウィークの実施先

としてはふさわしくない。自衛隊でのトライやる・ウィークは実施しないこと。

18. 「わくわくオーケストラ」については全県一律ではなく、遠方の市町の負担にならないよう場所の配慮など柔軟に検討すること。また、交通費用については県が全額負担すること。

19. 「子どもの権利条約」を教育の土台として貫くために

- (1) 「子どもの権利条約」の内容を児童・生徒・学校関係者に周知徹底するために、副読本と指導書をつくり、学ぶ機会を保障すること。
- (2) 教職員集団が日常的に「子どもの権利条約」にもとづく自己点検や討論ができる場を保障すること。また、教育研修のなかに、「子どもの権利条約」についての学習をとり入れること。

20. 憲法と子どもの権利条約を柱とした「人権教育」の実施にむけて

- (1) 人権文化創造活動支援事業のうち、いわゆる「解放学級」を従来どおり実施しているものについて、中止すること。
- (2) 「同和教育」に固執する現行の「人権教育基本方針」を撤回し、「基本的人権」と「人間の尊厳」を基本に据えた人権教育に改めること。
- (3) 性的マイノリティについて、人権教育の柱に位置づけ、教職員の研修を行うとともに、生徒への啓発を行うこと。

21. 道徳の教科化は、成績や評価の対象となり、内心の自由を損なう危険性があるので、国に撤回を求めること。

22. 内心の自由、思想信条の自由を奪う「日の丸」「君が代」の押しつけは、学校教育現場で絶対に行わないこと。

23. 軍事教練として発展し、自衛隊の訓練中に二人の死亡者をだしている「銃剣道」を中学校の保健体育の「武道」の選択種目に入れるのはふさわしくない。県内で取

り入れないこととあわせ、文科省の通知を撤回させるよう国にもとめること。

#### 24. 県教育委員会について

- (1) 知事が任命権をもつ新教育長制度となり、行政の教育への介入が懸念されるが、教育は「子どもの学習権」の充足が第一義であり、その個性に応じて行われるべきものである。教育行政の独立性、自由と自主性を堅持するようつとめること。
- (2) 教育委員が現場に出向き、直接子どもや保護者、学校現場から不満や要求を聞き、行政からの提案をチェックすること。
- (3) 教育委員の待遇改善、事務局の体制確保と研修、多様な民意が反映されるような人選等、住民自治としての役割を果たすための環境を整備する。
- (4) 教育委員会や事務局で、子どもの権利条約を深める研修を行うこと。

25. 「主幹教諭」は、上からの「指示・命令」の学校教育に変質させるものであり、廃止すること。また、副校長・指導教諭の設置を行わないこと。

#### 26. 職場環境と教職員の労働条件を改善するために

- (1) 教職員の長時間労働の改善をおこなうこと。
  - ア. この間の授業時数増に見合う定員増、持ち授業時数の上限を設けるなどにみあう定員増を国にもとめること。
  - イ. 増えすぎた授業時数の削減、事務処理の負担軽減など業務の改善をはかること。
  - ウ. 土日どちらかの休養の徹底や練習時間の上限規制など部活動の改善すること。
  - エ. 勤務時間の把握、1日8時間週40時間労働、労働安全衛生体制の確立、働きすぎたら休めるなど長時間労働の防止、勤務時間と健康についての研修など労働法の適用をうながすこと。教育公務員給与特例法を改正し、超過勤務手当の制度をつくることを国にもとめること。
- (2) 法定内臨時的任用をなくし、すべて正規教諭とすること。
- (3) 退職教員の再任用にあたっては定数の枠外とすること。
- (4) 教員同士を分断する成果主義賃金につながる教員評価制度を廃止し、学校業務の民間委託はしないこと。



- (5) 臨時教職員の雇用条件を改善するとともに、規定通りの労働時間を厳守し、サービス残業をしないように徹底すること。
- (6) 非常勤講師の現在の一講義単価方式を改め、月給制・社会保険への加入など、労働条件の改善を図ること。
- (7) クラス減となっても実習教員や事務職員の人数は減らさないこと。
- (8) 旅費を大幅に確保すること。特に、特別支援学校の修学旅行に関して、安全に実施できるよう、引率教員確保の予算を別枠で措置すること。

## 27. 県民スポーツの振興のために

- (1) 「県推進計画」に基づき、県民が気軽に低料金で利用できる県立スポーツ施設の整備をすすめること。
- (2) スポーツから暴力やしごき、事故をなくすためにも、科学的なスポーツ指導者の養成をおこなうこと。
- (3) 高齢者や障害者に配慮し、障害者専用あるいは優先的に使えるスポーツ施設を増設すること。

## 28. 公立図書館の充実のために

- (1) 県立図書館の蔵書・利用者数は、近隣府県と比べて大変遅れた実態であり、取り組みを抜本的に強化すること。
- (2) 県下の図書館空白地域への支援をはかること。

29. 県指定文化財について、県の補助金を増額すること。市町で文化的な活動に積極的に活用する計画・事業へ、財政的な支援をすること。

30. 神戸市のファミリアホールや宝塚市の宝塚ホテルなどが耐震化などを理由に取り壊されようとしている。歴史的にも貴重な近代建築物であり、街の景観やれきし・文化を生かしたまちづくりのため保存が求められる。県下の歴史的・文化的遺産の調査・保存を進めること。

31. 武庫川溪谷にある旧福知山線廃線敷き跡を、遊歩道としてJR西日本と西宮市によって整備されたが、宝塚市側も含めて、鉄道文化遺産として県民が活用できるように、JR西日本に働きかけるとともに、県として支援すること。

## 《 警 察 》

### 1. 暴力団対策について

- (1) 山口組の内部抗争を徹底的に取り締まり、住民に被害が及ばないように、捜査を行なうこと。
- (2) 暴力団排除条例の運用については、県民に対し、相互監視、プライバシーの権利の侵害につながらないようにすること。

2. 風営法にもとづく飲食店への過度な取り締まりをやめること。法律の運用は、国会付帯決議(1984年)に基づき、表現の自由、営業の自由など憲法で保障された基本的人権を侵害しないよう慎重におこなうこと。

3. 県警機動隊の独身寮で相次いだ自殺の教訓にもとづいてパワハラ・いじめなどを一掃するための対策を講じること。

4. 自白偏重捜査による誤認逮捕をなくすため、すべての捜査の全体を可視化すること。また、冤罪の温床となっている「代用監獄」をやめ、被疑者・被告人は法務省が管理する拘置所に収容するように取り組みをすすめること。

5. 大麻問題や覚せい剤、MDMA、危険ドラッグなどの薬物対策を強化すること。取締とともに、使用を繰り返す者に対して、薬物依存症の治療につなげるよう、関係機関と連携すること。

6. ヤミ金・振り込め詐欺や・架空請求など経済事犯や増え続ける児童虐待、ストー

カー犯罪など、生活安全に関わる対策を人的体制も含め充実、強化すること。

## 7. 警察の改革について

- (1) 県民に開かれ、身近に相談できる警察、現場重視の人事配置、市民相談室の改善、女性警察官をふやすこと。
- (2) 警備警察から市民生活の安全を守る警察行政にするため、地域警察官の比率を高めるとともに、キャリアシステムを改革し、警察勤務に誇りが持てるよう試験制度なども改革を行うこと。
- (3) 公安委員会の独立した事務局の設置や、委員の住民推薦・公選制の導入などの改革をすすめること。
- (4) 警察官の労働基本権を保障するため、労働条件の実態とその改善策を明らかにすること。「県行革プラン」による給与削減や労働条件の改悪をやめること。
- (5) 警察に許認可権がある「風営法」に関わるパチンコ業界、信号機設置企業など関係の深い業界、「交通安全協会」等への天下りをやめること。
- (6) 「裏金」の原資とも指摘されている刑事警察費の捜査報償費は、使い方を検証し、削減すること。

## 8. 交通公害、交通事故から県民の生命と健康を守るために

- (1) 信号機の設置などの予算を増やし、事業を早急にすすめること。
- (2) 信号柱・道路標識の点検・更新計画をたてて、老朽化対策をすすめること。
- (3) 過積載に対する取り締まりを強化すること。その際、運転者だけではなく雇用している企業及び元請等に対する厳しい指導、監督を行うこと。
- (4) 国道43号線、阪神高速神戸線の公害については、大型ディーゼル車の通行量の削減など、積極的に取り組むこと。
- (5) 神戸市の西神戸有料道路の無料化に伴う大型車両の通行増加、兵庫区での事故増は、住民の安全を脅かしている。神戸市とも協力し、さらなる対策を行うこと。
- (6) 自転車の交通マナー向上のため、取り締まりだけでなく、啓発等を徹底すること。

## 9. 道路交通法にもとづく、民間委託業者も含めた駐車違反取締りにについて

- (1) 中小・零細業者、医療・介護の車など、やむをえない事情がある場合は、十分に配慮を行うこと。
- (2) 駐車許可標章の周知・徹底をはかること。障害者の申請・発行については、近くの派出所などでも取り扱えるようにすること。
- (3) パーキングメーターの料金については、商店街などの要望に応え、柔軟な料金設定を検討すること。

## 10. 青少年犯罪の取り締まりと補導について

- (1) 青少年の取り締まりや補導にあたっては、「子どもの権利条約」の精神を十分に踏まえ、「少年警察活動規則」の厳格な実施ができるよう警察官の教育を徹底すること。
- (2) 「少年法」の適用にあたって、安易な厳罰主義を慎み、教育的立場を貫くこと。
- (3) 少年サポートセンターが未配置の地域にも計画的に配置し、補導活動を強めること。

## 11. 女性や子どもへの犯罪について、ストーカー規制法、改正 DV 防止法、児童虐待防止法の的確な適用、被害者の相談には、自治体担当者や性暴力被害センターと密接に連携し、問題解決まで対応すること。

## 12. 産業廃棄物、建設残土、家電製品、廃自動車、廃タイヤ、有害物資などの不法投棄等については、一層パトロールを強化し、「法」に基づき「指導と取り締まり」を徹底すること。

## 13. 認知症での行方不明者の捜索や未然に防ぐ対策を強化すること。そのための研修も行うこと。